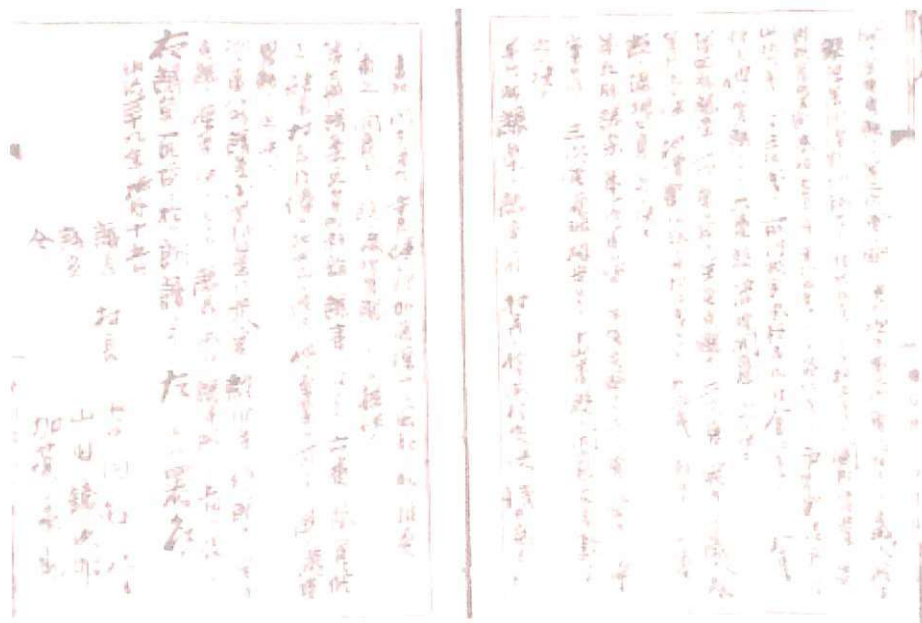


長久手村 村会議事録

明治編



町田 悟

ながくて伝承ラボ 代表

自 明治三十九年八月

至 明治四十四年十二月

村 会 議 事 録 綴

愛知郡長久手村役場

長久手村々会議事録¹

左事件議決のため、明治三十九年八月二十一日長久手村会²を長久手村役場内³議事場に招集す。

一 訴願裁決の件

一 村長選挙の件

出席者

一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 四番 與語九蔵 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中

野京三郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎

十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

十三番 伊藤富三郎 本員は事故により遅刻し、午後第三時三十分出席。

計十八名

午後一時二十分開議、村長事務取扱吉田知行⁴議長席に着く。

議長は開会の趣旨を述べ、続て第一号議案訴願⁵裁決の件に付第一次会を開き、書記をして之を朗読せしむ。十四番大体に付異議なき旨を述ふるに全会異議なく、第二次会を開くに決す。次て第二次会を開き、六番裁決書の内第二に付尋問す。議長は之か説明をなす。三番原案を可とする旨を述べ。五番同意す。他に異説なきにより、此処に於て議長は原案を可とするものの起立を問ふに総起立。五番は第三次会省略確定せん事を述べたるに、同意者多数にして原案に確定す。議長は暫時休憩を報す。一同散席、于時^{とくに}午後二時三十分。

午後三時三十分一同着席。十三番議員伊藤富三郎出席に付、議長は席に着かしむ。是より第二号議案村長選挙会を開きたるに、三番議員外十四名より建議書提出により、之を調査するに議題とすへきものなるにより、之を議題とし書記をして朗読せしむ

「建議書 本村は山間^{へきしゆ}僻^(僻地)の地にして専ら農業家多く、傍ら蚕業等を営むものありて偶々公民中資産を有する相当の人物ありと雖も、是又商業に熱注^{いへど}し、^{これまた}又は身教職にあるもの軍人に出てたるものありて、此合併したる新村を統轄^(統括)すへき適當の人物を挙げんとするに、其人物得難きに付、先づ^ま当分の中有給専務職を置くの必要を認む。依て及建議届也 明治三十九年八月二十一日

山田鉄次郎・水野春次郎・村瀬正録・伊藤富三郎・中野京三郎・戸田鉄四郎・與語九蔵・三岡兼松・倉地勇太郎・青山義信・水野兼太郎・川本斧次郎・加藤浜三郎・加藤永助・松原磯太郎」

議長は本建議案は過半数以上の建議者なるにより、最早賛否を會議に問ふ迄もなく採用することを述ふ。就ては村長選挙は自然否決に歸すへきにより之を取消し、本建議案に対し直に村條例案を提出すへき旨を述べ、暫時休憩を報す。干時とくに午後第四時。

午後四時三十分一同着席。議長は前提出の建議案に対し村條例案之を各員に配符(記号)し、書記をして朗読せしむ。七番異議なき旨を述ふるに、満場同意にして二次会を開くに決す。續て第二次会を開きたるに五番原案を可とし、三次会を省略。二次会に於て確定せられんことを述ふ。六番は有給吏員りいん(公務員)の任期及臨時解職するを得へきや否を問ふ。之に対し議長は詳細説明をなし、他に異議なきやを問ふに満員異議なきにより原案に決す。此度(案)に於て議長は、村條例案の議決せしに就ては其節の認可を要すへきに付、其手續を行ふへき旨を述ふ。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す

明治三十九年八月二十一日

議長村長事務取扱 吉田知行 議員 水野春次郎 加藤永助 山田鉄次郎

今回左の事件議決及選挙の爲め、明治三十九年九月十日長久手村会を長久手村役場内議事場に召集す

一 明治三十九年度県税戸数割賦課^{ふか}方法の件

一 村長選挙の件

一 助役選挙の件

出席者

一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 四番 與語九蔵 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 九番 村

瀬正録 十番 加藤浜三郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄

四郎 十八番 青山義信

計十五名

五番 青山亮 本員は病氣の故を以て午後二時退場す

欠席者

八番 中野京三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎

計三名

午前第九時開議、村長事務取扱吉田知行議長席に着く

一 議長は開会の趣意を述べ、続いて第一号議案県税戸数割賦課。方法案の第一次会を開きしに、全会異議なく第二次会を開くと決す。続いて第二次会を開き、林吉十・浅井新三郎・浅井又三郎・浅井鉄五郎・浅井利三郎・加藤菊次郎の六人を二十六等へ繰上げ、而して二十六等を二十七等に繰下げ、三十等の内浅井新兵衛・浅井勇右工門・浅井鈴左工門・臼比野金次郎・加藤儀蔵・加藤勘蔵・加藤作次郎・加藤富十・加藤増次郎・加藤甚兵衛・中野宮三郎・浅井藤五郎の十二名を二十九等へ繰上げ、二十七等の内浅井喜助・浅井又蔵・浅井柳助・浅井丈助・加藤久蔵・福岡常吉・福岡徳之助・浅井兵九郎・浅井利兵衛・丹羽銀次郎・浅井清太郎・加藤利平・浅井市三郎・加藤政八・浅井秋三郎・加藤米四郎・加藤広三郎の十七名を二十八等に繰下げ、二十一等中柘植吟海を二十五等へ、鍋島大慶を二十六等へ、藤本慶善を二十九等へ繰下げんと六番の説に、満場同意にして修正説に決す。爰に於て議長は暫時休憩を報す。時于午前十一時三十分。

午後二時一同着席。議長席に着り、是より午前の続き県税戸数割賦課方法案の第三次会を開きしに、十四番は二次会の通りにて異

議なき旨を述べ。満場同意にして之を決したるを以て、確定議とす。此時五番議員は疾病の爲め退席す。

次に第二号議案村長の選挙を行ふ。其顛末左の如し

十四票 吉田知行

投票全数を得たる吉田知行を以て当選とす

続て第三号議案助役の選挙を行ふ。其顛末左の如し

十二票 水野春次郎

一票 川本弥六

一票 戸田勅之助

依て過半数を得たる水野春次郎^ヲを以当選とす

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治三十九年九月十日

議長 村長事務取扱 吉田知行 議員 青山義信 議員 戸田鉄四郎

午後第四時三十分閉会す

長久手村会議事録

左記の事件議決のため、明治三十九年十月十五日長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す

一 常設委員設置 ならびに 選挙の件

二 明治三十九年度歳入出追加予算案の件

三 同年度村税賦課方法并徴収期限案の件

四 同年度村税地価割課率の件

五 同年度歳出予算款内限の流用の件

六 収入役書記選挙の件

七 同上給料額議決の件

八 小学校校位置指定に関し諮問案の件

出席者

一番 水野兼太郎 三番 山田鉄次郎 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番 岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎

計十四名

欠席者

二番 加藤永助 四番 與語九蔵 八番 中野京三郎 十八番 青山義信
計四名

午前第九時開議。村長吉田知行議長席に着く

議長は開会の趣旨を述べ、常設委員⁸設置規程の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開くに、七番は第一條常設委員三名を四名と修正増加せんことを述ふるに、全員賛成之れに決す。第二條以下全部原案を可とする七番の説に諸員異議なく、原案に決す。続て第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定したるを以て常設委員四名の選挙を行ふ。其顛末左の如し

十四票 浅井伝右工門

十四票 伊藤牧三郎

十四票 寺島臺

十四票 伊藤鎮一郎

依て全数を得たる浅井伝右工門・伊藤牧三郎・寺島臺・伊藤鎮一郎を以て当選とす。

續て歳入出予算の第一次会を開き、書記をして朗読せしむ。六番は第一款^{かん}の役場費始め各款項目に涉り質問する。議長は問に応し詳細説明をなす。他に異議なきにより、第二次会を開くに決す。爰^{こゝ}に於て議長は暫時休憩を報す。于時^{とき}午前十一時。

正午十二時一同着席。是より歳出經常部の第二次会を開き、議せらうしことを述べ、第一款より逐次議事に付したるに、六番は第一項の一村長給料百十九円とあるを九十八円とし、第二項の二旅費三十五円とあるを二十五円と修正の旨を述ふるに、七番は第一項の四使^{じち}丁^{じち}給料九十一円とあるを百一元五十銭と修正の旨を述べ、爰に於て議長は六番説村長給料修正に同意者の起立を問ひたるに、一番・三番・六番・十番・十一番・十三番・十五番・十六番・十七番の多数により之に決す。次に六番の説旅費修正に同意者の起立を問ふ。六番・八番・十番・十六番の起立者あるも、少数なるを以て原案に決す。尚、続て七番の説使丁給料修正の説に同意者を起立に問ふるに、起立者少数にて原案に決す。之にて第一款の可否書きたるを以て、第二款会議費を議事に付す。七番原案を可とす。満場同意にして原案に決す。第三款土木費を議するに、七番道路修繕費五十円とあるを三十円とし、橋梁修繕費五十円とあるを三十円とし、堤防修繕費五十円とあるを三十円とし、用悪水路修繕費百円とあるを六十円とし、溜池修繕費五十円とあるを三十円とし、其他は原案を可とする説に満場同意に依り、修正説に決す。第四款救助費三番原案を可とす。満場同意により原案に決す。第五款衛生費を議するに、六番原案を可とする説に同意者多数により之を決す。第六款勸業費は、十四番原案を可とする説に同意者多数により之を決す。第七款諸税及負担原案を可とする七番の説に、同意者多数にて之を決す。第八款雑支出三番原案を可とす。満場之に同意し、原案に決す。第九款予備費二百六円とあるを、百二十六円九十六銭三厘と修正すとの六番の説に満場同意により、修正説に決す。之にて暫次休憩を報す。于時午後二時。

午後二時三十分一同着席。是より歳入の第二次会を開き、第一款より議事に付したるに、原案を可とする六番の説に七番・九番・十番・十二番・十四番・十五番・十六番・十七番の賛成を表したるに、他に異議なく原案に決す。第二款雑収入原案を可とする十一番説に満場同意により、原案に決す。第三款国庫交付金十番原案を可とす。賛成者多数により原案に決す。第四款県税交付金十一番原案を可とする説に満場同意により、之に決す。第五款村税を議するに当り、六番は地価割八百九円八十八銭とあるを七百一円八十九銭六厘とし、国税営業割三十一円とあるを百十円とし、戸別割四百七十四円二十六銭とあるを三百九十一円七十銭とし、所得税割三十七円二銭八厘とあるを二十九円六十二銭二厘と修正すとの六番の説に十五番の反対説あるも、多数により之に決す。

次に歳入出予算の第三次会を開きたるに、二次会の通り確定したるを以て、第三号議案村税賦課方法并徴収期限案の第一次会を開き、全会異議なく第二次会を開くに決す。次に第二次会を開きしに、歳入修正の結果、地価割地租一円に付十五銭とあるを十三銭とし、国税営業割県税営業割本税一円に付金十五銭とあるを各十銭とし、戸別割一戸に付四十六銭とあるを三十銭とし、所得税割本税一円に付金十銭とあるを八銭と修正。他は異議なきとの六番の説に満場同意し、之に決す。

第四号議案の一次会を開き、全会異議なく二次会を開きしに、歳入予算修正に伴ひ、地価割地租に付十五銭とあるを十三銭に修正すとの七番の説に満場同意し、之に決す。

第五号議案の第一次会を開き、全会異議なく二次会を開きしに、原案を可とし、三次会省略確定せんとする十四番の説に同意者多数により、之に決す。

第六号議案を議事に付し、村長に於て本村収入役に浅井為三郎、同書記に川本弥六・寺島健三郎・加藤源一・戸田勅之助を推薦せしに、十番之れに同意すとの説に満場異議なく、之れに選任す。

第七号議案吏員給料額^{りいん}を議事に付したるに、六番は予算修正の結果、村長月報^{りいん}を十四円に修正し、他は原案を可とするの説に満場異議なく、之に決す。

次に、第八号議案小学校¹⁰位置指定に関し、諮問案の件を議するに全会異議なく原案に決したるを以て、議長は本日の議事終了たる旨を告げたり。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す

明治三十九年十月十五日

議長 村長 吉田知行 議員 山田鉄次郎 同 加藤永助 同

午後第五時閉会

長久手村会議事録

左記事件議決及報告の爲め、明治三十九年十二月十七日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す

一 明治三十八年度村税未納金徴収延期の件

一 明治三十八年度歳入出決算報告の件

一 明治三十九年度歳入出追加予算の件

一 同上村税賦課方法并に徴収期限案

一 同村税地価割制限外賦課の件

出席者

十一番 岡兼松 二番 加藤永助 十七番 戸田鉄四郎 十三番 伊藤富三郎 四番 與語九蔵 十六番 松原磯太郎

九番 村瀬正録 十五番 川本斧次郎 三番 山田鉄次郎 十番 加藤浜三郎 七番 水野春次郎

計十一名

欠席者 六番 浅井広助 一番 水野兼太郎 八番 中野京三郎 五番 青山亮 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右門 十八番 青山義信

計七名

于時午前第十一時開議、議長村長は議長席に着く
とくに

一 明治三十八年度村税未納金徴収延期の件を議事に付するに、三番・二番は異議なき旨を述ふるに、全会原案に賛成可決す。

一 次に議長は明治三十八年度決算報告に移る旨を述べ、本議は町村制第百十三條¹¹に依り議長代理者共に故障あるにより、年長者議員加藤永助を以て議長席に着せしめ、村長は退席す。

一 明治三十八年度歳入出決算報告を議決に付す。九番は本件に付いては別に調査委員を設けず、前三ヶ村に係る決算は、其地方に在住する本会議員に於て各調査委員となり、調査せんことを演ふるに諸員異議なく、依て暫時休憩^{ちゆうさん(昼食)} 餐^のを為し、直ちに調

査に着手す。

一 各委員は調査の結果を報告し、全会異議なく正当の決算と認定す。

一 明治三十九年度歳入出追加予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て經常部の第二次会を開き、第三款より逐次議事に付したるに、三番は原案賛成するに諸員異議なく原案に決す。続て第四款教育費を議するに、十七番は全部原案賛成を表するに、満場異議なく原案に決す。続て歳入の第二次会を開きたるに、十五番は第二款より通して原案賛成を表する。全会異議なく決す。続て歳入出追加予算の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

一 明治三十九年度追加村税賦課方法并徴収期限案を議するに、四番は原案賛成を表するに全会異議なく原案に決す。

一 明治三十九年度追加村税地価割期限外賦課の件を議事に付したるに、十番は原案に賛成当次会省略決定せんことを演するに、満場異議なく原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す

明治三十九年十二月十七日

議長村長 吉田知行 年長議員 加藤永助 議員 戸田鉷四郎 同 川本斧次郎

午後第四時三十分閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治三十九年十二月二十四日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 郡道改修工事夫役負担の件

出席者

一番 水野兼太郎 六番 浅井広助 三番 山田鉄次郎 七番 水野春次郎 四番 與語九蔵 九番 村瀬正録 十三番 伊藤富三郎
十一番 三岡兼松 十六番 松原磯太郎 十二番 倉地勇太郎 十八番 青山義信 十七番 戸田鉷四郎

計十二名

欠席者

二番 加藤永助 五番 青山亮 八番 中野京三郎 十番 加藤浜三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎

計六名

午後第一時開議、議長村長吉田知行は議長席に着く

一 郡道改修工事夫役負担の件を議事に付したるに、十八番は原案賛成を表するに七番は夫役惣額(總)十分の四を改修道路工事に係る大字の負担となし、十分の六を全村の負担とすと修正せんことを口述したるに、四番十三番十七番の三名賛成したるにより之を議題となし修正説賛成者を起立に問ひたるに、起立者四名の小数にて修正説は否決す、次に議長は原案賛成者を起立に問ひたるに起立者八名、依て賛成者過半数なるに付、原案を決す

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治三十九年十二月二十四日

議長村長 吉田知行 議員 戸田鉄四郎 議員 松原磯太郎

午後第三時閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十年一月十四日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 明治三十九年度歳入出追加予算案

一 明治三十九年度歳入出追加予算更正の件

出席者

(番力)

二番 水野兼太郎 六番 浅井広助 三番 山田鉄次郎 七番 水野春次郎 四番 與語九蔵 九番 村瀬正録 十三番 伊藤富三郎
十一番 三岡兼松 十六番 松原磯太郎 十二番 倉地勇太郎 十八番 青山義信 十七番 戸田鉄四郎 五番 青山亮

計十三名

欠席者

二番 加藤永助 十番 加藤浜三郎 八番 中野京三郎 十五番 川本彦次郎 十四番 浅川幸右工門

計五名

零時四十分開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

一 明治三十九年度歳入出追加予算案の第一次会を開きたるに、満場異議なく第二次会を開くに決す。(詳細)尚詳細に追加を要する旨、及不均一課税の止むを得ざる旨を説明するに、全会異議なく原案に決す。続て第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

一 次に明治三十九年度歳入出追加予算更正の件の議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十年一月十四日

議長村長 吉田知行 村会議員 山田鉄次郎 村会議員 浅井広助

午後第四時閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十年二月六日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す

一 常設委員選挙の件

一 常設委員寺島臺辞任の理由、当否認定の件

一 山林引渡被告事件代理委任の件

出席者

四番 與語九蔵 五番 青山亮 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 九番 村瀬正録 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎

十五番 川本斧次郎 三番 山田鉄次郎 十七番 戸田鉄四郎

計十名

欠席者

一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 六番 浅井広助 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十四番 浅川幸右工門 十六番 松原

磯太郎 十八番 青山義信

計八名

午後第三時開議、議長吉田知行は議長席に着く

一 常設委員寺島臺辞任届出に付、後任者の選挙を行ふ。其顛末左の如し

十票 村瀬斧三郎

依て、全数を得たる村瀬斧三郎を当選とす。

一 常設委員寺島臺辞任の理由、当否認定の件を議事に付し、第一次会を開きたるに、議員異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、諸員異議なきにより、議長は三次会を省略し、二次会に於て確定して異議なきやを諮りたるに、全会異議なきにより原案に確定す。

一 山林引渡被告事件代理委員案の第一次会を開き、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、五番は原案に異議なきに付、三次会を省略して二次会に於て決定せられん事を冀望したるに、議長は三次会を省き、原案に確定して異議なき諸員に起立を命じたるに、総起立にて原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十年二月六日

議長村長 吉田知行 村会議員 山田鉄次郎 同 水野春次郎

午後第四時三十分閉会す

長久手村会議事録

今回左の事件議決の爲め、明治四十年二月二十八日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 明治四十年度県税戸数割賦課方法案

一 山林借地権譲受の件

出席者

二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 四番 與語九蔵 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 九番

村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十三番 伊藤富三郎 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉉
四郎 十八番 青山義信

計十五名

欠席者

一番 水野兼太郎 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門

計三名

午前第十時開議、議長村長議長席に着く。

一 明治四十年年度県税戸数割賦課方法案の第一次会を開き、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開き、等差の賦課率を議するに際し、等級別人名書に付き各員調査をなす。六番は諸等級別人名書に、榊原くれはなる者の人名を見当らず右は何等に組入あるやを議長に問たるに、議長は書記をして是か調査を為さしめ、本人は原案に書き漏らせしにより、右は原案十二等へ記入をなさしめ、其旨報告をなす。六番は七等の加藤宗次郎、九等の加藤米助・浅井杵太郎を十等へ繰下し、十二等の浅井作三郎を十三等へ、朝井義徳を十一等へ、十三等の加藤新三郎を十二等へ、孰れも組替^{いす}んことを述べたるに、全会異議なく賛成修正に決

す。尚六番は、十五等の浅井幸三郎・加藤彦十・加藤平左工門を十四等へ繰上げ、十八等の浅井政十・加藤浜助・加藤初四郎・加藤新兵衛を十七等へ昇給せしめ、二十二等の加藤松蔵を十九等へ、日比野新之助を二十五等へ、浅井助三郎を二十一等へ、十四等の浅井万次郎二十二等へ、二十三等の浅井米次郎を二十一等へ、二十五等の福岡弥左工門を二十八等へ、青山左五郎を二十六等へ、各上下組替、二十七等の吉田知行を二十四等へ繰上げ、二十二等の日比野又八を二十四等へ、三十二等の林鎌太郎を三十六等へ引下げ、三十四等の倉地仁三郎を二十八等へ、加藤助十・浅井鶴次郎を二十九等へ繰上げ、二十一等の澤田重五郎を三十等へ引下げ、三十五等の加藤春平・福岡與茂吉・加藤喜代四郎・毛受喜三郎三十等へ、三十六等の加藤清次郎を三十二等へ上昇せんことを演へたるに、二十番・二番・十六番賛成をなす。議員異議なく之に決す。

于時^{とぎに}正午十二時、議長は暫時休憩を報す。

午後零時五十分諸員着席す。議長は五番青山亮は病氣堪へ難く退場したる旨報告し、前議に続き開議をなす。十三番は三十二等の與語富次郎を三十七等へ、三十三等の松原鎌太郎三十四等へ、三十一等の與語銀松を三十二等へ、三十五等の與語勇太郎を三十六等へ引下げ、而して^{while}三十六等の福岡銀松を三十五等へ、三十七等の水野志ゆんを三十五等へ上級せしめんことを述べたるに、四番・八番・十一番賛成するに全会異議なく賛成、之に決す。又十七番は二十六等の浅井太兵衛を二十五等へ、二十四等の近藤亀三郎を二十六等へ、二十五等の中野玉助を二十四等へ、二十三等の近藤治左工門を二十二等へ、三十一等の中野喜代三郎を三十二等

へ、二十六等の近藤米三郎を二十七等へ、二十七等の近藤徳三郎を二十六等へ上下組替んことを述べたるに、全会異議なく十七番の修正説に決す。又十八番は二十六等の青山辰三郎を二十五等へ繰上げ、林末次郎を二十七等へ引下げ、十二等の川本重太郎を十三等へ低下し、十五等の青山長三郎を十四等へ、二十五等の山田亀太郎を二十四等へ繰上げ、而して山田丈太郎・山田鉦太郎を二十八等へ級下せんことを述ふるに、是又全会異議なく之れに決す。又六番は十一等のあ四郎、十二等の山田治三郎・青山竹左工門を各一等つつ上級せんことを陳述したるに、十番・二番・四番・八番賛成するに、諸員異議なく之れに決す。二番は三十三等の浅井捨三郎、三十六等の浅井伊三郎を各一等つつ低下せんことを述ふるに、全会賛成之れに決す。

于時議長は等差の賦課率に付いては異議なきやを問ひたるに、六番は課率個数一等七十個を百五十個に、二等六十五個を百十個に、三等五十七個を八十個に、四等四十八個を五十個に修正せんことを述ふるに、七番は一等を百二十個に、二等を百個に、三等を七十五個に、四等を五十個に修正せんことを演ふるに、又十八番は一等を百個に、二等を八十個に、三等を六十五個に、四等を五十個に修正せんことを提出したるにより、議長は右各員の修正に対し起立を以て採決する旨を報し、先六番説に賛成をなす諸員に起立を請ひたるに、起立者一名。依て本修正は賛成者少数にして成立せざるにより、議長は次に七番の修正に同意の諸員に起立を請ひたるに、起立者十二名。賛成者過半数を得たるにより、本修正に可決す。議長は五等以下は原案に異議なきやを議場に問ひたるに、全会異議なく原案に決す。続て県税戸数割賦課方法案の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

一 山林借地権譲受の件、第一次会を開きたるに全会異議なく、第二次会を開くに決す。続て第二次会を開き、議長は詳細(詳細)に是か説明をなすに、満場異議なきにより議長は第三次会を省略し、確定にて異議なきやを諮りたるに、全会異議なく原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十年二月二十八日

議長村長 吉田知行 議員 山田鉄次郎 同 浅井広助

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

今回左記事件議決及報告のため、明治四十年三月二十六日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

- 一 財産明細表并に明治三十九年事務報告の件
- 一 明治四十年歳入出予算案

一 同年度村税賦課方法并に徴収期限案

一 同年度地価割制限外賦課の件

一 同年度歳出予算費目中流用支出の件

出席者

一番 水野兼太郎 四番 與語九蔵 三番 山田鉄次郎 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十三番 伊藤富三郎 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十五名

欠席者

二番 加藤永助 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門

計三名

午前第十一時開議、村長吉田知行議長席に着く。

一 財産明細表并明治三十九年事務報告をなす。

一 明治四十年歳入出予算案の第一次会を開き、全会異議なく第二次会を開くに決す。

于時正午十二時、議長は昼食の爲め暫時休憩を報ず。
とき

午後第一時諸員着席す。

歳出經常部の第二次会を開き、第一款より逐次議事に付したるに、六番は前年度予算と本年度予算と異りたる部分の説明を乞はるに、議長は前年度予算に対し本年度予算に於て増額したるは、第一項の四使丁給料使丁一人に付金五十銭宛を増加し、第二項の五賭費賄一回に付金三銭宛を増せり、又第四項訴訟費の如きは前年に比し増加を致さるも、該事件は未だ完結せざるにより、同一訴訟費を再度編入したる等詳細説明をなしたるに、全会異議なく原案に決す。続て第二款会議費を議事に付したるに、諸員異議なく原案に決。続て第三款土木費を議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。次に第四款教育費を議事に付したるに、三番は第一項給料の増加したる理由を問ひたるに、議長は是か説明をなしたるに、諸員異議なく原案に決す。次に第五款第六款を通して議題に付したるに、全会異議なく原案に決す。次に第七款を議事に付したるに、異議なく原案に決す。次に第八款を議事に付したる

に、十七番は本予算高は、村長に於て推測したる概算なりや否やを問ひたるに、議長は本案は即の告示に據りたる旨を述ふるに、
全会異議なく原案に決す。次に九款以下通して議事に付したるに、異議なく原案に決す。

一 続て歳入の第二次会を開き、第一款より第三款まで通して議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。次に第四款より第七款まで通して議題に供したるに、諸員異議なく原案に決す。次に第八款を議事に付したるに、十五番は前年度に比するは地価割に對し戸別割の多額なる理由を問ひたるに、議長は地価割初め營業割は孰れも法規の許す限り賦課したるものにて、此上賦課することを得ざるにより戸別割に賦課したる旨、及歳出に於て最も多額の支出を要するは教育費にして、本年度の如きは校舎の改築積立金等も有之により、戸別割に多く賦課せざるを得ざる旨、詳細説明をなしたるに、満場異議なく原案を可決す。

一 次に第三号案地価割課率の件を議事に付したるに、異議なく原案に決す。

一 次に第四号案歳出予算費目中流用支出の件を議事に付したるに、全会異議なく原案に決す。

一 次に第二号案村税賦課方法并に徴收期限案の第二次会を開きたるに、五番は原案に賛成し、尚次会省略を確定せんことを述べたるに、全会異議なく原案に確定す。

一 次に議長は、第三号四号案を一括して第二次会を開く旨を報し議事に付したるに、十六番は次会を省き原案に決せんことを述べ

へたるに、諸員之に賛成原案に確定す。

一 次に歳入出予算案第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十年三月二十六日

議長村長 吉田知行 村会議員 浅井広助 同 山田鉄次郎

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決のため、明治四十年三月二十八日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 寄附金採納の件

一 明治三十九年度歳入出追加予算案

出席者

十八番 青山義信 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十五番 川本斧次郎 十三番 伊藤富三郎 十一番 三岡兼松 十番
加藤浜三郎 九番 村瀬正録 八番 中野京三郎 七番 水野春次郎 六番 浅井広助 五番 青山亮 四番 與語九蔵 三番 山田鉄
次郎 一番 水野兼太郎

計十五名

欠席者

二番 加藤永助 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門

計三名

午後第一時三十分開議、助役水野春次郎議長席に着く。

一 寄付金採納案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十七番は原案を可
とし三次会省略決定せんことを演述したるに、満場異議なく原案に確定す。茲^{こゝ}に於て議長代理者助役水野春次郎議長席を退り、村

長吉田知行議長席に着く。

一 明治三十九年度歳入出追加予算の第一次会を開きたるに、諸員異議なく第二次会を開くに決す。続て歳出経常費の第二次会を開き、議長は本年度於て追加を要する理由を説明したるに、全員異議なく原案に決す。次に歳入予算の第二次会を開きたるに、満場異議なく原案に決す。続て歳入出予算の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す。

明治四十年三月二十八日

議長代理助役 水野春次郎 議長村長 吉田知行 村会議員 浅井広助 同

午後第三時四十分閉会す

長久手村会議事録

今回左記事件議決のため、明治四十年四月二十六日、長久手村会を長久手村役場内に招集す

一 旧村有財産處分の件^(処分)

一 蓄積條例設定の件

出席者

一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 四番 與語九蔵 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番
中野京三郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十三名

欠席者

十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎

計五名

零時三十分開議、村長吉田知行議長席に着く。

一 財産處分に関する第一号案の第一次会を開きたるに、全員異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、全会

異議なきにより議長は第三次会を省略し原案に確定す。依て賛成者に起立を乞はるに、十一名の多数にて原案に決す。続て第二号案を議事に付したるに、全会異議なく次会を略し原案に決す。次に第三号案の議事に移りたるに、五番は第三号案及第四号案は同一性質のものに付、通して議題に供せられんことを演へたるにより、議長は之を客れ第三号の一より第四号案を一括して議する旨を報するに、五番は原案に賛成をなす。他に異説なきにより、議長は次会を省き原案に決定して異議なき議員に起立を命したるに、全員起立にて原案を確定す。続て第五号案及第六号案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第五号案の第二次会を開きたるに、全会異議なく原案に決す。続て第六号案の第二次会を開きたるに、十番は別紙比較調書と記載ある大字熊張内旧北熊・旧大草の内訳を取消さんことを述べたるに、六番・八番・十七番賛成をなす。依て議長は大字熊張内旧北熊及旧大草の区別を取消し、大字熊張の一となす十番説に異議なき諸員に起立を請はるに、起立者十二名の多数にて取消す事に決す。依て議長は書記をして、財産額旧北熊の次位にある長湫を標準とし蓄積すべき金額を訂正なさしめ、會議に報告をなす。八番は、本案に五力年以内とあるを八力年と修正せんことを述べたるに、満場異議なく賛成修正に決す。六番は本案に左の但書を加へんことを述り『但本期限内に於て、本案見積価格に対し大なる變動を來したるものあるときは、村会の決議を経て之を更正することあるへし』二番・八番・十番之に賛成をなしたるにより、議長は之を議題となし、議事に付したるに全会異議なく之に決す。続て第五号・第六号案の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

一 次に蓄積條例案の第一次会を開きたるに、六番は村廃合により学校舎改築の爲め非常なる支出を要すへくにより、校舎築造の完成するまで蓄積を延期せんことを演へたるに、満場之に賛成延期に決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十年四月二十六日

議長 村長 吉田知行 村会議員 山田鉄次郎 同 浅井広助

午後第五時五十分閉会す

長久手村会議事録

今回左の事件議決の爲め、七月二十七日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 明治三十九年度歳入出決算報告の件

一 明治四十年度歳入出予算追加の件

出席者

二番 加藤永助 四番 與語九蔵 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番

三岡兼松 十三番 伊藤富三郎 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉷四郎 十八番 青山義信

計十三名

欠席者

一番 水野兼太郎 三番 山田鉄次郎 八番 中野京三郎 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門

計五名

午後第一時開会、村長吉田知行議長席に着く。

本議は町村制第三百三十條に依り、議長及代理者共に故障あるにより、年長議員二番加藤永助を以て議長席に着かしめ、村長は退席す。

明治三十九年度歳入出決算報告を認定に付す。本報告書は数冊あるにより、別に調査委員を設けず各員にて逐一調査せんと十七

番説に諸員異議なきにより、直ちに明治三十九年(四月一日より五月十日至る)旧村の歳入出決算、及長湫尋常小学校初め存続期間に係る歳入出決算、并に長久手村明治三十九年度歳入出決算報告を逐一調査を遂けたるに、全会異議なく何れも正当の決算と認定す。年長議員議長加藤永助退席す。村長吉田知行議長席に着く。

明治四十年年度歳入出追加予算案の第一次会を議事に付したるに、全会異議なく次会を省略して原案に決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す

明治四十年七月二十七日

議長村長 吉田知行 議長年長議員 加藤永助 議員 青山義信 同 戸田鉷四郎

午後第五時三十分閉会

村会議事録

左記事件議決のため、明治四十年十二月十六日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 砂防工事施行申請の件

出席者

一番 水野兼太郎 八番 中野京三郎 二番 加藤永助 九番 村瀬正録 三番 山田鉄次郎 十一番 三岡兼松 四番 與語九蔵
十二番 倉地勇太郎 五番 青山亮 十三番 伊藤富三郎 六番 浅井広助 十四番 浅川幸右工門 七番 水野春次郎 十五番 川本
斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十七名

欠席者

十番 加藤浜三郎

計一名

午後第一時開儀、^(ママ)村長吉田知行議長席に着く。

一 砂防工事急速施行方申請案の第一次会を開きたるに、第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十八番は本案は県

有山林に限りたるものの、よく其理由を問たるに、議長は本案は別紙の通り各大字初めの請求によりたるものに付、其請求に係るヶ所を記載したる旨答へられたるに、十八番は砂防工事は何れのヶ所も必要なるにより、本案県有山林の下へ「其他村有山林」の文字を記入せんことを述べたるに、三番・九番賛成するに全会異議なきにより修正に決す。続て第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十年十二月十六日

議長村長 吉田知行 村会議員 同 戸田鉄四郎 青山亮

午後第四時閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決のため、明治四十年十二月二十日、臨時長久手村会を長久手村役場に招集す。

一 山林貸借訴訟の件

一 代理委任の件

一 明治四十年年度歳出予算変更の件

出席者

二番 加藤永助 九番 村瀬正録 三番 山田鉄次郎 十一番 三岡兼松 五番 青山亮 十三番 伊藤富三郎 七番 水野春次郎 十番 浅川幸右工門 八番 中野京三郎 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十八番 青山義信 十七番 戸田鉄四郎

計十三名

欠席者

一番 水野兼太郎 十番 加藤浜三郎 四番 與語九蔵 十二番 倉地勇太郎 六番 浅井広助

計五名

午後第一時開議、議長村長吉田知行議長席に着く。議長は傍聴人に対し制第四十七條¹/₂により傍聴を禁じ、傍聴者を退席せしむ。

一 山林貸借訴訟事件¹³、及び是れに付帶したる第二号・第三号案の第一次会を開き、大体の説明をなしたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。續て第一号案の第二次会を開き、別冊判決書及引證^(引証)したる書類を提示し、是迄の経歴を説明したり。五番は、本員は此の書類を以て上告すれば勝訴するや否や認定することを得たるも、被控訴村が本判決の如く不正行為をなしたるものならば止むを得されとも、正義を以て為し参りたる事實に反する判決ならば、上告の必要あるものと思ふ。仍て原案に賛成すと述り。八番は、本件は大問題に付延期をなし篤^{とく}と思ふことを述り。十五番は本件は控訴院に於て敗訴の判決ありたるに付ては、之れに服従すれば夫れ迄^そなれとも、上告せんとするには期日もあること故に、本日決定せんことを述ふ。十八番は五番の原案賛成説に同意賛成する旨を述り、議長は第八番説に同意の議員に起立を命じたるに、起立者なし。仍て本案は原案に決たる旨を述り。續て第二号案の第二次会を開きたるに、全会異議なく議長に一任することに決す。第三号案の第二次会を開きたるに、全会異議なく原案に決す。續て第一・第二・第三号案を通して第三次会を開きしに、第二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十年十二月二十日

議長村長 吉田知行 議員 山田鉄次郎 同 加藤永助

午後第四時閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十一年一月十七日、臨時長久手村会を長久手村役場内に招集す

一 原告本村大字長湫川本澤助より、同村同大字に係る契約履行請求事件に関する件

出席者

一番 水野兼太郎 八番 中野京三郎 二番 加藤永助 九番 村瀬正録 三番 山田鉄次郎 十番 加藤浜三郎 六番 浅井広助
十一番 三岡兼松 七番 水野春次郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十七番 戸田鉄四郎 十五番 川本斧次郎 十八番 青山義信 十六番 松原磯太郎

計十五名

欠席者

四番 與語九蔵 十二番 倉地勇太郎 五番 青山亮

計三名

午後第二時開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

一 契約履行請求事件(本日提出)案を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、諸員異議なく原案に決す。続て第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十一年二月十七日

議長村長 吉田知行 村會議員 川本斧次郎 同 戸田鉷四郎

午後第五時閉会す

長久手村會議事録

左記事件議決の爲め、明治四十一年二月二十九日、長久手村会を長久手村役場内に召集す。

一 明治四十一年度県税戸数割賦課方法案

出席者

一番 水野兼太郎 八番 中野京三郎 二番 加藤永助 九番 村瀬正録 三番 山田鉄次郎 十番 加藤浜三郎 四番 與語九蔵 十一番 三岡兼松 五番 青山亮 十三番 伊藤富三郎 六番 浅井広助 十四番 浅川幸右工門 七番 水野春次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十六名

欠席者

十二番 倉地勇太郎 十五番 川本斧次郎

計二名

午前第十時開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

明治四十一年度県税戸数割賦課方法を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十七番は同一等級にある甲乙大字の者と丙丁大字の者との比較をなし、而して大字毎に於て在住の議員其大字の委員となり、調査せんことを述べたるに、満場異議なく是に賛し、各員之が調査をなす。午前第三時調査の結果を報す。十七番は二十七等伊藤善九郎を二十六等へ、三十二等の中野仁三郎を三十一等へ繰上げ、二十三等中野良吉を二十五等へ、三十一等中野吉之助を三十二等へ、二十等近藤左五郎を二十一等へ、三十二等中野兼蔵を三十三等へ繰下げ、三十三等中野祭助は死亡後、其遺族（中野仁三郎家属なり）一定独立生計を成す能わさるものに付之を削り、井藤乙市は公然分家の届出をなささるも、一家の生計を為すものに付、三十五等へ組入賦課せんことを述べたるに、全会異議なくこれに決す。十三番は二十二等中の加藤民三郎・興語義三郎を二十一等へ繰上げ、二十八等水野仁三郎を二十九等へ引下けんことを述べたるに、諸員異議なくこれに決す。十六番は二十等の福岡金太郎を十九等へ、二十二等の河井鉄次郎を二十一等へ、二十七等の加藤広三郎を二十五等へ、二十九等浅井鶴次郎を二十七等へ、二十八等の倉地仁三郎を二十七等へ、二十九等加藤助十を二十七等へ、二十五等浅井彦三郎を二十三等へ、十三等の加藤幸太郎を十二等へ繰上げ、而して十三等の加藤善麗を十四等へ、十七等の加藤濱助を十五番へ、二十一等の加藤針太郎を二十三等へ、二十二等の松原長之助を二十三等へ、二十一等の加藤太七を二十二等へ、二十三等浅井政四郎を二十四等へ、二十七等の伊藤嘉六を二十八等へ繰下げ、二十七等の加藤又助を二十六等へ繰上げけんことを陳述したるに、満場異議異説なく之に決す。九

番は十三等加藤賢二・川本助三郎を十四等へ、十五等の川本み子^ねを十六等へ、二十二等の山田鍋三郎を二十四等、大橋政数を二十五等へ、二十六等山田富士三郎を二十九等へ、二十七等の寺島惣市を二十九等へ、山田賢二郎を二十八等へ、二十八等の山田丈太郎を二十九等へ、山田鉦太郎を三十等へ、二十九等川本桑三郎・山田亀助を三十等へ、三十一等の山田彦太郎を三十三等へ繰下^{くだ}け、而して二十九等の青山伊八を二十九等へ、二十八等川本松三郎を二十七等へ、二十七等の川本喜曾八を二十六等へ、二十等の青山仙之左工門を十九等へ、十九等の青山敬一を十八等へ、十六等の水野儀十を十五等へ、十一等の山田弥助を十等へ、十等の青山清四郎を九等へ、六等山田仙太郎を五等へ繰上^あげんことを述べたるに、全会異議なく之れに決す。六番は二十六等青山喜代蔵を二十四等に繰上^あげんことを述べたるに、賛成者なく、十六番は二十五等へ昇級せんことを述べたるに、全会賛成之れに決す。九番は一等百二十個を百個に、二等百個を八十個に、三等七十五個を六十個に修正せんことを述べたるに、十四番・十八番賛成をなす。六番は、之れに反し課率全部原案に決せしことを述ふ。議長は他に異説なきを認め、採決の旨を報し、九番の修正説に同意旨の起立を請ひたるに、起立者少数。仍て九番の修正説は否決す。次に、六番の全部原案賛成説に同意の諸員に起立を命じたるに、起立者多数。仍て原案に決す。続て第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年二月二十九日

議長村長 吉田知行 村会議員 加藤永助 同 松原磯太郎

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

今回左の事件議決及報告の爲め、明治四十一年三月二十八日、長久手村会を招集したるに出席議員八名にして定数に充たざりし故、更に同月三十日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

- 一 助役事務分享の件
- 一 財産明細表并に明治四十年事務報告の件
- 一 明治四十一年度歳入出予算案
- 一 明治四十一年度地価割制限外賦課の件
- 一 同年度村税賦課方法并に徴収期限案

一 同年度歳出予算費目中流用支出の件

出席者

一番 水野兼太郎 十四番 浅川幸右工門 七番 水野春次郎 十六番 松原磯太郎 九番 村瀬正録 十七番 戸田鉄四郎 十番 加藤三郎 十八番 青山義信 十三番 伊藤富三郎

計九名

欠席者

二番 加藤永助 八番 中野京三郎 三番 山田鉄次郎 十一番 三岡兼松 四番 與語九蔵 十二番 倉地勇太郎 五番 青山亮 十番 川本斧次郎 六番 浅井広助

午前第十時三十分開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

一 明治四十一年第三号案助役事務分掌の件を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、全会異議なきにより三次会を省略原案に確定す。

一 財産明細表明治四十年事務報告をなす。

一 明治四十一年度歳入出予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。とき于時正午十二時、議長は昼食の
為め暫時休憩を報す。

午後第一時歳出経常費の第二次会を開き、第一款より逐次議事に付したるに、十八番は本款項目を調査するに、前年度と大差なき
ものに付原案に異議なき旨を述べたるに、諸員異議なく原案に決す。続て第二款を議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。

続て第三款土木費を議事に付したるに、十六番は第一目附記欄に大字長湫下川原及草掛前後の道路と記載ありて、他大字に係る道
路の明記なきは、本年度に於て修繕を要するヶ所は、他の道路には無之見込なりや否やと問ひたるに、議長は右三ヶ所のみを揚げ
たるは、其一場を示したるものにて、例えば草掛宮道路線と云ふときは、東春日井郡守山町大字森孝境より西加茂郡保見村大字大
畑界に至るまでを差したるものなりと説明せられたるに、かし而らは本目以下全部原案に賛成を表したるに、議員異議なく原案に決
す。次に教育費全部を通して議事に付したるに、十四番は歳出は成るべく削減を加へたきも、世の発展え教育に重きを置かるべき
今日に付、本予算に於て教育施設上支障なきやを問ひたるに、議長は元より歳入に財源なきにより、及ふ限り節儉(儉約)を加へたるもの
に付余裕はあらさるも、支給規則等改正により給料等は前年度より増加したるものに付、本予算内に於て支払し得る見込なる旨を
説明せられたるに、本款全部原案に賛成する十四番説を全会異議なく、之に決す。十八番は、第五款以下全部原案に異議なきによ

り、通して議題に供せられんことを求めたるに、議長は第五款より十一款まで通して議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。続て歳入の第二次会を開き、議長は本年度予算に村税賦課率初め、総て前年度に同したるものに付、其金額に於ても前年度と大差なきものなり。独^{ひと}つ雑収入高等学校授業に於ては、尋常小学校義務年限の延長に伴ひ高等科の生徒数減したるにより、其金額に於ては減額したるものの、一人別月額授業料に於ては前年度と違ふことなし。又本年度に於て新たに保管金預入の目を設けたるは、支払余裕金の預入をなし利殖を計らんとしたる所以^{ゆゑ}を演^はふるに、十七番は歳入全部原案に異議なき旨を述ふるに、全会異議なく原案を決す。続て歳出歳入の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

一 次に地価割制限外賦課の件を議事に付したるに、十七番は本案は歳入予算議決の結果止むを得ざるものに付、次会を省略し原案に確定せんことを述ふるに、全会異議なく之に決す。

一 続て第六款案村税賦課方法、并に徴収期限案を議事に付したるに、全会異議なきにより議長は次会省略確定して差支なきやを諮りたるに、満場異議なく原案に確定す。

一 続て(第七号案)明治四十一年度歳出予算費目中流用支出の件を議事に付したるに、九番は前案同様次会を略し原案に決せんことを述べたるに、諸員異議なく原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年三月三十日

議長村長 吉田知行 議員 浅川幸右工門 同 松原磯太郎

午後第四時三十分閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十一年四月六日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

- 一 亜炭採掘権獲得の爲め、契約締結の件
- 一 常設委員浅井伝右工門辞任に付、後任者選挙の件
- 一 同上浅井伝右工門辞任の理由、当否認定の件
- 一 道路改修の件

出席者

三番 山田鉄次郎 九番 村瀬正録 六番 浅井広助 十番 加藤浜三郎 七番 水野春次郎 十一番 三岡兼松 八番 中野京三郎 十五番 川本斧次郎 十七番 戸田鉄四郎 十六番 松原磯太郎

計十名

欠席者

一番 水野兼太郎 十二番 倉地勇太郎 二番 加藤永助 十三番 伊藤富三郎 四番 與語九蔵 十四番 浅川幸右工門 五番 青山亮 十八番 青山義信

計八名

午前零時三十分開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

第八号議案亜炭採掘権獲得¹⁴に関する契約締結案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続く第二次会を開き、議長は確定判決に基き亜炭採掘権獲得せんかため、其採掘権者へ対し交渉したる結果（山田金太郎と中央炭鉱株式会社との関

係、及山田金太郎より提示したる三十四年契約の当時村長より同人へ與^{あた}へたる書類を報告し、催告期日に余日なきにより、止むを得ず本契約を締結するものに付、速に賛成あらんことを求めたるに、六番は、青山亮初めの契約書にある入費金等明文に対し本契約第三第四項を存し、議決すべきは真に心苦しきに付、右の二項を削除したきことを述ふるに、十六番之に同意するの外他に賛成するものなく、十七番は、六番説に賛成したきも此場合に迫りたる上に原案に賛成するの外なき旨を述ふるに、諸員之に賛成原案に決す。續て第三次会を開きたるに、全会異議なく原案に確定す。

一 常設委員浅井伝右工門辞任届出に付、後任者の選挙を行ふ其顛末左の如し。

十票 浅井松兵衛

依て全数を得たるにより、浅井松兵衛当選す。

一 常設委員浅井伝右工門辞任の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由あるものと決す。

一 次に道路改修案を議事に付したるに、六番は本案は席上のみにて其可否決しかたきに付、各員に於て実地に付き^と調査をなし、而して之を決せんことを述べたるに、十番・十五番・十七番之に賛成したるにより、議長は本案の議決を延期し直ちに調査に着手せんか爲め、之にて閉会せんことを宣^のへたり。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年四月六日

議長村長 吉田知行 村会議員 浅川広助 同 山田鉄次郎

午後第三時閉会す

村会議事録

左の事件議決の爲め、明治四十一年四月二十七日、長久手村会を長久手村役場内に招集す

一 道路改修案議決の件

一 高等尋常学校指定地変更の件

一 臨時委員設置規程議決の件

一 臨時委員選挙の件

出席者

二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 九番 村瀬正録 十番 加藤三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十六名

欠席者

一番 水野兼太郎 四番 與語九蔵

計二名

午後第一時開議、議長村長議長席に着く

一 本年第十号案道路改修に対する実地調査の結果を報告し、二番の修正せんとする乙丙号線（原案を甲号とし）、及六番の修正せんとする丙号線の示し、先に二番の修正案に対し決を採る旨を報し、賛成者の起立を求めたるに、賛成者少数にて否決す。次に六

番の修正案に付き起立を乞ひたるに、起立者多数にて六番の修正案成立す。仍て議長は、六番の修正線路決定したるに付ては、大字長湫字先達へ通する分枝線より、大字岩作字中島五十五番田の東北隅の個所までは自然 unnecessary の道路となるも、夫より以東甲号改修線路は必要のものは認むるにより、原案線に付ても尚採決する旨を述べ、賛成諸員の起立を求めたるに、起立者多数にて是又改修することに決す、

一 臨時委員設置規程案を議事に付したるに、全会異議なく原案に決す。次に臨時委員の選挙を行う。其顛末左の如し。

(一) 十一票 浅井広助 四票 戸田勅之助

(二) 十三票 伊藤牧三郎 二票 加藤房太郎 一票 寺島健三郎

(三) 十四票 戸田鉄四郎 二票 浅井為三郎

(四) 十五票 加藤房太郎 一票 加藤源一

(五) 十三票 山田鍵三郎 三票 村瀬正録

(六) 十五票 青山義信 一票 浅井松兵衛

依て、多数を得たる浅井広助・伊藤牧三郎・戸田鉄四郎・加藤房太郎・山田鍵三郎・青山義信を以て当選者とす。

一 本村尋常高等小学校の御指定地は、家屋の移転を要するもの有て、関係者の不便すくなからず。然に今回道路改修線決定したるに付ては、該道路以北に変更する時は移転そのすへき建造物なく、又位置に於ても一層の上位なるものと認むるにより、指定地の変更を申請せんとする六番の発案に、十四番初め成規の賛成者ありたるにより、議長は右の案急を要するものに付、即時之を議題に供せんことを議場に謀りたるに、全会異議なきに直に書記をして議案を調製調製せしめ、會議に付したるに、全会異議なく原案に決す。

次に議長へ本日議決に付したる諸案は、孰れも次会省略確定せんことを會議に問ひたるに、諸員異議なく確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年四月二十七日

議長村長 吉田知行 村會議員 山田鉄次郎 同上 松原磯太郎

午後第五時二十分閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十一年七月十五日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 小学校指定地変更に関する諮問の件

出席者

二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十六名

欠席者

一番 水野兼太郎 四番 與語九蔵

計二名

午後第二時開議、議長村長議長席に着く。

一 議長は、尋常高等小学校指定地の位置変更に関する諮問書を提出し会議に付したるに、全会に異議無之、仍て議長は本件に付いては次会を省略し、決定せしことを諮りたるに、全会異議なく諮問の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年七月十五日

議長村長 吉田知行 村会議員 青山義信 同 戸田鉷四郎

午後第四時閉会す

村会議事録

左記事件の議決のため、明治四十一年七月二十五日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 村徴収督促手数料條例案

— 学務委員の設置規定、并に同委員選挙の件

— 山林植栽事業に関する契約締結の件

— 溜池廃却願に関する件

— 明治四十年度村税滞納金徴収延期及欠損の件

— 同年度歳入出決算認定の件

— 明治四十一年度歳入出予算の変更の件

— 村有財産積立金支出の件

— 明治四十一年度歳入出予算の追加の件

— 臨時委員選挙の件、并に臨時委員山田鍵三郎辞任の理由、当否認定の件

出席者

一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十二番

倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十三名

欠席者

三番 山田鉄次郎 四番 與語九蔵 五番 青山亮 八番 中野京三郎 十三番 伊藤富三郎

計五名

午前第十時開議、議長村長議長席に着く。

一 第十三号案村徴収督促手数料條例案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開き、全條通して議題に供したるに、十五番は原案に賛成し次会省略決せんことを述べたるに、全員異議なく原案に確定す。

一 次に第十四号案学務委員設置規定を付議したるに、六番は委員の任期を問ひたるに、議長は任期なるものは法則に成定しあるを以て、本規程中も其明文なきも、規則第八十二条によれば四ヶ年なる旨を答ふるに、六番は原案に異議なき旨を述べ。十七番は原案に賛成し、尚次会を省き即決せんことを述ふるに、満場異議なく原案に確定す。次に学務委員の選挙を行ふ。其顛末左の如

し。

(一) 七票 川本弥六 二票 浅川幸右衛門 一票 戸田勅三郎 一票 浅井為三郎 一票 寺島健三郎 一票 青山亮

(二) 十票 加藤宗次郎 三票 青山亮

依て、過半数を得たる川本弥六・加藤宗次郎を以て当選とす。

一 次に、第十五号案山林植栽事業に関する契約締結の件を議事に付したるに、十四番は原案に賛成し、尚次会を省き全部確定せんことを述ふるに、全会異議なく原案に確定す。

一 次に第十六号案溜池地廃却の件を付議したるに、十四番は制第四十五条による異議あるを以て退席す。十番・十六番は原案に異議なき旨を述ふに、十七番は実地不明のため図面の取調地形の問合をなし、原案に賛成を表するに、他に異説異議なく次会省略、原案に確定す。

一 続て第十七号案村税未納金徴収延期、及欠損に関する件、一より三まで一括して會議に付したるに、何れも異議なく原案に確定す。于時正午十二時、議長は暫時休憩を報す。各員昼餐^{ちゆうさん}をなす。

一 午後零時四十分各員着席す。議長は第十八号案明治四十年年度歳入出決算報告を提出し、本議は制第百十三条により議長代理者共も故障あるを以て、年長議員浅川幸右工門を以て議長席に着せしめ、村長は退席す。

一 明治四十年年度歳入出決算報告を認定に付す。十五番は調査委員を設けんことを述べたるに、賛成者なく各員之か調査をなす。第一款より逐次調査を遂げ、全会異議なく正当の決算と認定す。是にて年長議員浅川幸右工門退席す。村長吉田知行議長席に着く。

一 明治四十一年度歳入出予算変更の件を議事に付したるに、全会異議なく原案に可決確定す。

一 次に第二十号案財産積立金支出の件を會議に付したるに、全会異議なく原案に決す。

一 次に第二十一号案、明治四十一年度歳入出追加予算を議事に付し、議長に次会省略即決あらんことを述ふるに、全会異議なく

原案を確定す。

一 臨時委員山田鍵三郎辞職届出に付、後任者の選挙を行ふ。其顛末左の如し。

十一票 青山敬一 一票 水野金三郎 一票 山田弥助

依て、過半数を得たる青山敬一を以て当選とす。

一 臨時委員山田鍵三郎辞職の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由たるものと決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す。

明治四十一年七月二十五日

議長村長 吉田知行 議長年長議員 浅川幸右衛門 議員 川本斧次郎 同上 加藤永助

午後第五時五十分閉会す

村会議事録

今回左の事件議決のため、明治四十一年九月十日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 明治四十年四月二十六日議決議案中、追加及更生の件

一 郡起業改修道路敷地に係る、村有地買収に応するの件

一 明治四十一年度歳入出追加予算議決の件

一 明治四十一年度追加村税賦課法、并に徴収期限案

一 常設委員選挙の件

出席者

二番 加藤永助 九番 村瀬正録 三番 山田鉄次郎 十三番 伊藤富三郎 四番 與語九蔵 十五番 川本斧次郎 七番 水野春次郎 十番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十名

欠席者

一番 水野兼太郎 十番 加藤浜三郎 五番 青山亮 十一番 三岡兼松 六番 浅井広助 十四番 浅川幸右門 八番 中野京三郎 二番 倉地勇太郎

計八名

午後第一時開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

一 明治四十年四月二十六日議決の議案中、追加及更生の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。(ママ) 読て第二次会を開き、議長は調査漏れに係る財産を追加せんとする旨を述べ、從て是に関係したる議案の更生を要すべき理由を説明したるに、全会異議なく次会を省略し、原案に確定す。

一 道路敷地に係る村有土地買収に応ずるの件を議事に付したるに、諸員異議なく原案に確定す。

一 明治四十一年度歳入出追加予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。續て歳出經常費の第二次会を開き、議長は追加の止むを得ざる旨の説明をなしたるに、二番・三番賛成を表するに、満場異議なく原案に決す。續て臨時費の第二次会を開きたるに、二番・十六番は他は賛成するも第二款寄付金は附記により賛成しかたき旨を述べ、削除せしことを陳述したるに、議長はこれに対し提案したる理由を委細に説明したるに、二番・十六番を除くの外諸員異議なく賛成原案に決す。續て歳入出の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。

一 明治四十一年度追加村税賦課法、并に徴収期限案を議事に付したるに、全会異議なく次会を略し原案に確定す。

一 満期改選に付、常設委員の選挙を行ふ。其顛末左の如し。

(一) 九票 伊藤牧三郎 一票 伊藤富三郎

(二) 七票 伊藤鎮一郎 三票 近藤吉十郎

(三) 六票 浅井松兵衛 四票 加藤伊次郎

(四) 七票 村瀬斧三郎 二票 水野金三郎 一票 青山敬一

依て、過半数を得たる伊藤牧三郎・伊藤鎮一郎・浅井松兵衛・村瀬斧三郎を以て当選とす。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年九月十日

議長 村長 吉田知行 議員 松原磯太郎 同 加藤永助

午後第五時十分閉会す

村会議事録

今回左記事件議決の爲め、明治四十一年十月二十七日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

- 一 郡起業里道改修案に係る、道路橋梁工事村受の件

出席者

- 一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 五番 青山亮 九番 村瀬正録 八番 中野京三郎 十三番 伊藤富三郎 十一番
- 三岡兼松 十六番 松原磯太郎 十五番 川本斧次郎 十七番 戸田鉄四郎

計十一名

欠席者

- 四番 與語九蔵 七番 水野春次郎 六番 浅井広助 十番 加藤浜三郎 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門 十八番 青山義信

計七名

午後第二時開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

- 一 郡起業里道改修工事に係る、道路橋梁工事村請負案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二

次会を開きたるに、九番は村請希望なき意を表したるに、全会之れに賛成。村請負は希望なきことに決す。次に第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定にて原案は否決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年十月二十七日

議長 村長 吉田知行 議員 青山亮 同上 加藤永助

午後第五時閉会す

村会議事録

今回左記事件議決の爲め、明治四十一年十一月十七日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 債務履行、并に損害賠償被請求訴訟の件

出席者

一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 四番 與語九蔵 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京
三郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十
六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

計十七名

欠席者

十一番 三岡兼松

計一名

午後第一時三十分開議、議長村長議長席に着く。

一 債務履行、并に損害賠償被請求訴訟¹⁵の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十六番の質問に対し、議長は本案事件の採掘権なるものは既に移付済^{移遷}なること、及請地は砂防指定地なるにより出願許可に關する手續、并に鉦主と作業者の間に於ける契約上に付、交渉したる顛末を説明せられたるに、三番は原案に賛成する外なき旨を表するも、全会異議なく原案に決す。続て第三次会を開きたるに、諸員異議なく原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年十一月十七日

議長 村長 吉田知行 議員 加藤永助 同 山田鉄次郎

午後第三時十分閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十一年十一月二十五日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 尋常高等小学校建築費借入の件

一 同上借入金償還方法案

一 明治四十一年度歳入出追加予算の件

出席者

一番 水野兼太郎 二番 加藤永助 三番 山田鉄次郎 四番 與語九蔵 五番 青山亮 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 九番 村瀬正録 十番 加藤浜三郎 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十五番 川本斧次郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十八番 青山義信

欠席者

十一番 三岡兼松

計一名

零時三十分開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

一 尋常高等小学校建築費へ充用すへき金借入案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、全会異議なきにより次会省略原案に確定す。

一 次に借入金償還方法案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、六番は、年七朱とあるを年八朱以内と修正せんことを述べたるに賛成者なく、十八番は原案を可とするに諸員異議なく、原案に決す。続て第三次会を開きたるに、第二次会の通り原案に確定す。

一 明治四十一年度歳入出追加予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、全会異議なきにより議長は次会を省略決せんことを諮りたるに、全会異議なく原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十一年十一月二十五日

議長村長 吉田知行 村会議員 加藤永助 同 山田鉄次郎

午後第四時二十分閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決のため、明治四十二年三月二日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

- 一 明治四十一年度県税戸数割賦課方法案
- 一 村長退職の件

出席者

二番 加藤永助 四番 與語九蔵 六番 浅井広助 八番 中野京三郎 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎

計十一名

欠席者

一番 水野兼太郎 三番 山田鉄次郎 五番 青山亮 七番 水野春次郎 九番 村瀬正録 十五番 川本斧次郎 十八番 青山義信

計七名

午後第三時十分開議、議長村長吉田知行議長席に着く。

一 明治四十一年度県税戸数割賦課方法を議事に付したるに、六番議員初め五名より被訴訟事件に関する費用の件を、六番初め六名より被訴訟代理人解任の件を、六番初め他四名より財産処分に関する議決取消しの件を提出し、本議に先立ち議決あらん事を請求したるに、議長は、本建議案の村合併の本旨に反したるもの取調不充分のもの、又適法を誤（誤解）謬（誤謬）なしたるものにて、議題に

供すへきものに非^{あら}ざる旨を述べ。六番は議長に於て該建議案を権限を越えたるものと見^み做^なさるるも、之を即決せられん事を強請したるにより、是れを議題に供するや否や会議に諮りたるに、六番は建議案に付説明し、議題となしたき旨を述ふるに、満場異議なく之れに決す。

議長は第一号案を書記をして朗読せしむ。六番は尚理由を説明したるに、満場異議なきにより第二次会を開きたるに、十六番の原案賛成に諸員異議なく之れに決す。議長は次に第二号案を書記をして朗読せしむ。六番は決議の必要なる旨を述べ、諸員の賛同を求めたるに、満場異議なきにより第二次会を開きたるに、十七番は原案賛成と述^{これまた}り。是又満場同意をなすを以て是に決す。議長は第三号案を書記をして朗読せしむ。十七番は之か議決の必要なる理由を詳細に述べ、賛成を求めたり。依て第二次会を開きたるに、満場異議なく是れに決す。続て議長は第一・第二・第三号議案を一括し第三次会を開き、議決に付したるに、第二次会の通り確定す。議長は、第一・第二・第三号案の議決は制第六十八條第一項に係る法律命令に背きたるものと認むるにより、是を再議に付す旨を述べ、直ちに該三案を一括して再議に付したるに、前議決の通り確定す。依て議長は、本決議は前述の如く法規に反するを以て、郡参事会の採決を仰くへき旨を陳述し、休憩を命^{とぎに}ず。于時午後三時四十分

午後第四時一同着席。是より第一号議案明治四十二年度県税戸数割賦課方法を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、六番は六等の青山米十を五等^に、九等の青山清四郎を八等^に、十等山

田金太郎を八等に上げ、川本斧次郎十三等を二十等に、浅井鶴次郎十六等を十八等に、加藤昇十八等を二十等に、川本兼助二十二等を三十五等に、川島藤平二十五等を二十六等に各繰下げ、而て二十五等加藤広三郎を二十三等に上げ、松原長之助・加藤針太郎二十三等を二十五等に、浅井又三郎二十六等を二十七等に下げ、浅井丈助二十八等を二十六等に、青山左五郎二十六等を二十五等に、二十九等の浅井藤五郎を二十七等に上げ、二十八等浅井柳助を三十等に、加藤喜代四郎三十等を三十二等に下げ、三十三等浅井勇太郎を二十七等に、三十三等の福岡常四郎・林徳十を三十等に繰上げ、二十八等丹羽銀仁朗を三十一等に下げ、三十二等浅井豊四郎を二十九等に上げ、二十七等浅井鶴次郎を二十八等に、三十三等加藤政右工門を三十五等に下げ、三十四等加藤重信を二十八等に、三十四等浅井徳兵工を三十一等に、三十四等の浅井捨三郎を三十等に上げ、三十等福岡與茂吉を三十三等に、三十四等加藤市蔵を三十六等に下げ、浅井金蔵三十四等を三十二等に、三十五等浅井政四郎を二十八等に、三十五等浅井勘助を三十一等に、福岡連三郎三十六等を三十五等に、三十六等加藤源三郎を三十三等に、三十七等浅井富太郎・加藤千太郎を三十二等に各繰上げ、而して、三十七等加藤喜代十なるものは絶家したるにより之を削除し、三十七等長戸ふか、三十五等浅井庄太郎、三十六等林謙太郎を等外に下けんことを述べたるに、全会異議なく之に決す。

十七番は十三等鈴木宅左工門を十二等に、十六等伊藤永左工門を十五等に、二十四等中野玉助を二十三等に繰上げ、二十一等加藤宮十を二十二等に、三十等中野信恒を三十二等に、二十九等伊藤富三郎を三十等に、二十三等伊藤梅吉を二十四等に、松原角三郎

二十五等を二十四等に、二十九等伊藤太兵衛を三十等に、三十三等中野京市を三十四等に、二十六等伊藤善九郎を二十五等に、十三等中野兼蔵を三十四等に、三十二等中野吉之助を三十四等に、十七等中野京三郎を十八等に、十六等伊藤鎌三郎を十五等に、二十一等近藤左五郎を二十六等に、十六等伊藤由三郎を十五等に、二十六等近藤龜三郎を二十七等に、三十二等の近藤竹三郎を三十四等に、三十四等浅井菊三郎を三十七等に、三十七等近藤儀十を三十五等に、三十六等近藤源四郎を三十四等に、三十四等丹羽竹四郎を三十三等へ、三十一等鈴木幸助を三十三等に、二十一等與語志よりを二十二等に、二十六等水野兵次郎を二十七等に、二十九等鈴木せき、二十八等水野かくを三十等に、二十九等高部英光を三十一等に、三十等松原喜代松を三十二等に、三十五等與語熊次郎・與語長次郎・浅井兼太郎・松原鉄次郎を三十六等に、三十六等伊藤松次郎を三十七等に、三十四等鈴木そのを三十七等に、二十一等加藤民三郎・與語義三郎を二十等に、二十六等伊藤由松を二十五等に、三十四等與語常三郎を三十二等に各昇降し、^(行方)而して、三十七等浅井金之丞なるものは行衛不明なるにより之を削除し、三十五等へ鈴木桂五郎を加へんと陳述したるに、満場異議なく之に決す。議長は三次会を開くや否を問ひたるに、十六番三次会を省略せんことを述ふるに、満場同意したるにより二次会の通り確定す。

続て第二号議案村長退職の件¹⁶に付したるに、六番は異議なき旨を述ふるに、満場同意にして退職を認許する事に決す。
右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十二年三月二日

議長 村長 吉田知行 議員 浅井広助 議員 加藤永助

午後第五時三十分閉会す

長久手村会議事録

左の事件議決のため、明治四十二年三月二十五日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 仮役場移転の件

出席者

二番 加藤永助 四番 與語九蔵 六番 浅井広助 八番 中野京三郎 七番 水野春次郎 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十四番 浅川幸右工門 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎 十三番 伊藤富三郎

計十一名

欠席者

一番 水野兼太郎 三番 山田鉄次郎 五番 青山亮 九番 村瀬正録 十二番 倉地勇太郎 十五番 川本斧次郎 十八番 青山義信

計七名

午後二時開議、助役水野春次郎議長席に着く¹⁷。

議長は開会の趣旨を述べ、第三号議案仮役場移転の件¹⁸ 第一次会を開きたるに、一の質問なくを以て第二次会を開くに決す。次に第二次会を開きたるに、全会異議なしに依り三次会を省略し原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十二年三月二十五日

議長助役 水野春太郎 議員 伊藤富三郎 同 加藤永助

午後四時閉会す

長久手村会議事録

今回左の事件議決及報告のため、明治四十二年四月二十九日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 財産明細表、并に明治四十一年事務報告の件

一 明治四十二年度歳入出予算案

一 同年度村税賦課方法、并に徴収期限案

一 同年度歳出予算費目中、流用支出の件

出席者

四番 與語九蔵 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十三番 伊藤富三郎 十六番 松原磯太郎

十七番 戸田鉾四郎

計八名

欠席者

二番 加藤永助 八番 中野京三郎 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門

計四名

定員十八名の内、六名は欠員なり

午後第二時十分開議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く¹⁹。

一 財産明細表明治四十一年事務報告をなす。

一 明治四十二年度歳入出予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なく歳出経常費の第二次会を開くに決す。時に定時間に至りたるを以て、議長は本日^の会議は之にて止む旨を述べ。時五時三十分なり。明三十日は、議長村長代理は郡長よりの召集により郡衛へ出頭するに付、明後五月一日開会の旨を約したり。

五月一日午後一時会議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く。

出席者

前会出席者中、十六番松原磯太郎欠席。亦欠席者中、二番加藤永助・八番中野京三郎出席す。前々日の続き歳出経常費の第二次会

を開き、第一款より逐次議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。続て第二款を議事に付したるに、六番は原案に賛成する旨を述べ。全員異議なく原案に決す。依て第三款土木費を議事に付したるに、十七番は原案に賛成す。満場之に同意す。依て原案に決す。第四款教育費を議事に付したるに、十一番は本款全部原案に賛成す。全会異議なく之に決す。六番は第五款以下全部原案に異議なきにより、通して議題に供せられんことを求めたるに、議長は第五款より十一款まで通して議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。続て臨時費第一款教育費を議事に付したるに、全会異議なく原案に決す。第二款補助費を付したるに、八番は原案に賛成す。満場同意す、依て之に決す。続て歳入の第二次会を開きたるに、十七番は歳入全部原案に異議なき旨を述べるに、全会異議なく原案に決す。続て歳出歳入の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。続て第二号議案村税賦課方法、并に徴収期限案を議事に付したるに、全会異議なきに依り議長は読会省略確定にて差支なきやを諮りたるに、満場異議なく原案に確定す。続て第三号案、明治四十二年度歳出予算費目流用支出の件を議事に付したるに、十七番は前案同様読会を略し原案に決せんことを述べ。全員之れに賛成し原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十二年五月一日

議長村長 志水丈右工門 議員 浅井広助 同 戸田鉷四郎

午後六時閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十二年五月十五日、長久手村会を長久手村役場内に召集す。

一 寄付金採納の件

一 明治四十二年度歳入出予算の件

一 本村大字長湫被控訴事件に関する、弁護士選定の件

出席

二番 加藤永助 四番 與語九蔵 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉷四郎

計十一人

欠席

十番 加藤浜三郎

計一人

午後三時開議、議長代理村長志水丈右工門議長席に着く。

一 寄付金採納の件、第一次会を開く。全会異議なく原案賛成可決す。続て同案第二次会を開く。全会一致第三次会省略。原案に可決確定す。

一 明治四十二年度歳入出追加予算案の第一次会を開く。全会異議なく原案に決す。続て第二次会を開く。十七番本案歳入に於ては差支へなくも、歳出に於ては大いに調査するの必要あると認む。依て全員にて調査すへしとの説に全会賛成。之に決し時に午後五時散会す。

出席

二番 加藤永助 四番 與語九蔵 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十四番 浅川幸右工門 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎

計十二人

五月十九日午後三時開議、議長代理村長志水丈右工門議長席に着く。

一 追加予算歳出の第二次会を開く。六番調査の結果、支出に付ては九百円の内百五十円を訴訟費用に置き、残る七百五十円は支出上に支出するの都合も有て、故に予備費へ編入する方宜敷ようしきとの説にて熟れいずも賛成、此修正説に決す。続て同案第三次会を開く。満場異議なく確定す。歳入予算の第二次会を開く。満場異議なく、次会省略原案に決す。

一 弁護士選定の件、第一次会を開く。十六番原案賛成説に満場賛成、之に決す。続て第二次会を開く。十一番原案賛成説に満場異議なく、之を決す。続て第三次会を開く。全会一致第二次会通り可決確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十二年五月十九日

議長代理村長 志水丈右門 村会議員 水野春次郎 同 浅井広助

午後五時三十分閉会す

長久手村会議事録

今回左記の事件議決のため、明治四十二年六月十九日、長久手村会を長久手村役場内議事場に召集す。

一 村会議員辞職採用の件²₀

出席者

四番 與語九蔵 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎 十七番 戸田鉦四郎

計六名

欠席者

二番 加藤永助 八番 中野京三郎 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松 十四番 浅川幸右門 十六番 松原磯太郎

計六名

定員十八名の内六名は欠員なり

午後第二時三十分開議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く。

一 第一号議案村会議員山田鉄次郎辞職案の一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て二次会を開きたるに、六番は原案に賛成す。四番・七番・十三番・十七番之れに同意す。依て原案に決す。次に第二号議案川本斧次郎辞職案の一次会を開きたるに、一の質問もなく二次会を開くに決す。続て二次会を開きたるに、全会異議なく原案通り採用する事と決す。次に第三号議案村瀬正録外三名の辞職案の一次会を開きたるに、これまた是亦一の質問なく二次会を開くに決す。続て二次会を開きたるに、全会異議なく原案に決す。続て第一号・第二号・第三号議案の第三次会開きたるに、第二次会通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十二年六月十九日

議長村長代理 志水丈右工門 議員 浅井広助 議員 水野春次郎

午後六時三十分閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十二年七月十三日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 明治四十一年度歳入出決算認定の件

一 明治四十一年度未納村税延期徴収の件

一 明治四十二年度歳入出追加予算の件

出席者

四番 與語九蔵 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 八番 中野京三郎 十一番 三岡兼松 十二番 倉地勇太郎 十三番 伊藤富三郎

十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎

計九名

欠席者

二番 加藤永助 十番 加藤浜三郎 十四番 浅川幸右工門

計三名

定員十八名の内六名は欠員なり

午後第二時二十分開議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く。

一 明治四十一年度歳入出決算報告を提出し、本議は制第百十三条により議長代理者共に故障あるを以て、年長議員浅井広助を以て議長席に着かしめ、村長代理は退席す。

一 明治四十一年度歳入出決算報告を認定に付したるに、各員共に調査をなす。第一款より逐次調査を遂げ、全会異議なく正当の決算と認定す。是にて年長議員浅井広助退席す。村長代理志水丈右工門議長席に着く。時に定時間に至りたるを以て議長は本日の会議はこれにて止む旨を述べ。時六時十分なり、明十四日は午前第十時より開会を約し会議を止む。

七月十四日出席者

四番 與語九藏 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 十一番 三岡兼松 十三番 伊藤富三郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎

計七名

欠席者

二番 加藤永助 八番 中野京三郎 十番 加藤浜三郎 十二番 倉地勇太郎 十四番 浅川幸右工門

計五名

午前第十一時開議、村長代理志水丈右工門議長席に着く。是より明治四十一年度村税徴収延期の件を議事に付したるに、全会異議なく原案可決確定す。于時正十二時、之れにて暫時休憩午飯をなす。

一 午後二時着席す。明治四十二年度歳入出追加予算を議事に付し、議長は次会省略即決あらんことを述ぶるに、全会異議なく原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す

明治四十二年七月十四日

議長村長代理 志水丈右門 議長年長議員 浅井広助 議員 戸田鉄四郎 同 松原磯太郎

午後六時閉会す

長久手村会議事録

今回左記の事件議決のため、明治四十二年七月二十八日、長久手村臨時村会を同村役場内議事場に招集す。

一 村会議員辞職採用の件²₁

出席者

四番 與語九蔵 六番 浅井広助 七番 水野春次郎 十三番 伊藤富三郎 十六番 松原磯太郎 十七番 戸田鉄四郎

計六名

欠席者

二番 加藤永助 八番 中野京三郎 十番 加藤浜三郎 十一番 三岡兼松

計四名

定員十八名の内八名は欠員なり

午後第二時二十分開議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く。

一 第五号議案村会議員浅川幸右衛門辞職案の一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て二次会を開きたるに、六番は原案に賛成す。同意者多数に付原案に決す。次に第六号議案倉地勇太郎辞職案の一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て二次会を開きたるに、全会異議なく原案通り採用する事に決す。続て第五号・第六号思案の第三次会を開きたるに、第二次会通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十二年七月二十八日

議長村長代理 志水丈右工門 議員 浅井広助 同 水野春次郎

午後第五時三十分閉会す

長久手村会議事録

左の事件議決のため、明治四十二年九月七日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 村條例設定の件

一 常設委員辞職に付認定、及後任者選定の件

一 村会議員辞職認定の件

一 尋常高等小学校新築委員辞職認定の件

一 助役選挙の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一

郎

計十四名

欠席者

五番 川本鎌三郎 九番 川本久左衛門 十七番 水野五右衛門

計三名

定員十八名の内一名は欠員なり

正午十二時開議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く。

議長は開会の趣旨を述ぶ。続て第一号議案村條例の件の一次会を開きたるに、十三番は第一号議案は(考察)考察致し度たきに付後へ廻し度旨を述ぶ。十六番はこれに賛成す。之れに同意者多数に付後へ廻し、第二号議案の一次会を開きたるに、一の質問もこれなくに付第

二次会を開きたるに、満場異議なく原案に決す。続て第三号議案の一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会に移る。なおまた是亦満場異議なく原案に決す。続て第四号議案の一次会を開きたるに、全会異議なくに付第二次会を開く旨を述ぶ。続て第二次会を開きた

るに、満場異議なく原案に決し、第二・第三・第四号共各第三次会を開きたるに、全会異議なく二次会通り確定す。議長は暫時休憩を報ず。とくに于時午後第一時三十分なり。

午後第二時二十分一同着席す。十五番山田健三郎出席に付、議長は席に着かしむ。是より第一号議案の延期したる村條例の件を開きたるに、十三番は無限延期したき旨を述べ。之れに満場同意したるを以て延期に決す。続て助役選挙を行ふ。其顛末左の如し

十三票 吉田太三郎 一票 寺島勘左衛門

依て投票過半数を得たる吉田太三郎を以て当選とす。続て常設委員の選挙を二名分行ふたるに、其顛末左の如し

(一) 十四票 加藤宮治郎

(二) 十二票 水野助重 二票 伊藤富三郎

依て全数を得たる加藤宮治郎、投票過半数を得たる水野助重を以て当選とす。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十二年九月七日

議長村長代理 志水丈右工門 議員 山田良助 議員 浅井鶴次郎

午後第四時十分閉会す

長久手村々会議事録

左の事件議決の爲め、明治四十二年十月七日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 契約解除の件

一 寄付金取消の件

一 明治四十二年度予算更正の件

一 村吏員給料額変換の件

一 書記選任の件

一 村長選挙の件

一 助役選挙の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十二名

欠席者

二番 川本儀三郎 五番 川本鎌三郎 八番 加藤徳松 十七番 水野五右衛門

計四名

定員十八名の内二名は欠員なり

正午十二時開議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く。

議長は開会の趣旨を述べ。続て第一号議案の契約解除の件の一次会を開きたるに、十五番は質問の所大体を可とする旨を述べ。こ

れに十三番賛成あり、他に異議なく之れに決す。第二号議案の寄付金取消の件の一次会を開きたるに、十一番の原案可とする節に十六番・一番・十四番賛成に他に異議なく原案に決す。続て第三号議案の明治四十二年度予算更正の件の一時会を開きたるに、十五番は原案を可とするの說に一番賛成す。之れに満場同意す。次に第四号議案の村吏員給料額変換りいんの件の一次会を開きたるに、十四番原案を可とするの說に十一番・十六番・一番・十番賛成す。他に異議無く原案に決す。続て第一号議案の二次会を開きたるに、十四番は原案を賛成す。之れに十三番賛成す。他に異議なく原案に決す、第二号案の二次会を開きたるに、満場原案に賛成に付之れに決す。第三号案の二次会を開きたるに満場原案に賛成す。依て原案に決す。議長は暫時休憩を報す。于時とき午後第一時三十分なり。

午後第二時一同着席す。是より第四号案の二次会を開きたるに、十三番村長給料十八円を二十円に修正し、他は原案通りとの說に十四番・十六番・四番・三番賛成す。他に異議なきにより修正說に決す。第一号より第四号に至る案を一括して第三次会を開くに、二次会通りに確定す。続て第五号案を議事に付し、村長代理に於て乎か出書記に戸田勅之助・加藤源一・伊藤富三郎・寺島貴朗を推薦せしに、十一番之れに同意すとの說に満場異議なくこれを選任す。次に去月七日提出の有給條例廃止案延期の処、議長はこれを撤回したり。続て村長選挙を行ふ。其顛末左の如し。

依て全数を得たる志水丈右衛門を以て当選とす²²。

右議員面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十二年十月六日

議長村長代理 志水丈右工門 議員 山田良助 同 浅井鶴次郎

午後第三時十分閉会

長久手村会議事録

左記の事件議決の爲め、明治四十三年二月十七日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 本村助役事務分掌の件

一 水車新設願の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麗 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十四名

欠席者

十二番 浅井庄太郎 十七番 水野五右衛門

計二名

午前第十一時開議、議長村長代理志水丈右工門議長席に着く。

続て第一号議案助役事務分掌の件を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、全会異議なきにより三次会を省略原案に確定す。時于正午十二時、議長は昼食の爲め暫時休憩を報ず。

午後第一時一同着席す。第二号議案水車新設願の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十一番は実地不明の爲め、該図面により危険と思考すべき場所に付害なきやを問ふ。議長は問に対し実地踏査せし顛末

を詳細説明す。八番は別刷図面の如く、水車の水取場所は用水に接近しあるを以て、危害あるものと認むるを以て賛成し難き旨を述ふるに、満場同意にして之に決す。続て第三次会を開きたるに二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十三年二月十七日

議長村長 志水丈右工門 議員 山田良助 同 山田鍵三郎

午後第二時三十分閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決のため、明治四十三年二月二十八日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

- 一 明治四十三年度県税戸数割賦課方法案
- 一 常設委員辞任に付後任者選挙の件

一 常設委員辞任の理由当否認定の件

一 臨時委員辞任に付後任者選挙の件

一 臨時委員辞任の理由当否認定の件

一 村有土地貸与の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 三番 山田良助 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十二名

欠席者

四番 加藤善麓 八番 加藤徳松 十四番 吉田太三郎 十七番 水野五右衛門

計四名

午後第三時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 明治四十三年度県税戸数割賦課方法を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。続いて第二次会を開きたるに、二十九等柴田をきを三十五等に、三十五等の伊藤生次郎を三十七等に、三十四等清水梅松を二十七等に繰上げ、而して、二十八等八與語勇四郎を加へんとの十六番の説に満場異議なく之に決す。議長は三次会を開くや否やを問ひたるに、十三番三次会を省略せんことを述ふるに、満場同意したるにより二次会の通り確定す。

一 常設委員水野助重辞任に付、後任者の選挙を行ふ。其顛末左の如し。

十二票 加藤彦重

依て、全数を得たる加藤彦重当選者とす。

一 常設委員水野助重辞任の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由あるものと決す。臨時委員浅井広助・加藤房太郎辞職届出に付、先に辞職認定なりたる青山義信・伊藤牧三郎の後任者選挙を一名毎行ひたるに、其顛末左の如し。

十二票 山本幸三郎 十二票 水野信三郎 十二票 加藤伊次郎 十二票 浅井広助

依て、全数を得たる前記四名を当選者とす。

一 臨時委員浅井広助・加藤房太郎辞職の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全数異議なく正当の理由あるものと決す

一 村有土地貸与の件議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、三番原案を可とするに満場同意にして之に決したるを以て、議長は三次会を開くや否を問ひたるに、十番は三次会を省略せんことを述ふるに、諸員異議なきにより二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十三年二月二十八日

議長村長 志水丈右工門 議員 山田健三郎 同 松原平太郎

午後第五時三十分閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十三年三月十日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 道路修繕費郡費補助申請の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧
三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十人

欠席者

二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 八番 加藤徳松 五番 川本鎌三郎

計五人

午後三時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 道路修繕費郡費補助申請の件、第一次会を開くに全会一致。第二次会を開くに決す。

続て第二次会を開くに、十六番原案賛成第三次会省略原案通決定すとの説に、満場賛成原案通り決定せり。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十三年三月十日

議長村長 志水丈右工門 議員 浅井鶴次郎 同上 浅井庄太郎

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

左記の事件議決及報告の爲め、明治四十三年三月三十一日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 財産明細表、并明治四十二年事務報告の件

一 明治四十三年度歳入出予算案の件

一 同年度村税賦課方法并徴収期限案

一 同年度歳出予算費目中流用支出の件

一 明治四十二年度歳出予算変更の件

一 村農会補助の件

一 常設委員浅井松兵衛辞任に付後任者選挙の件

一 同委員辞任理由当否認定の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番
松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十三名

欠席者

二番 川本儀三郎 五番 川本鎌三郎 十七番 水野五右工門

計三名

午前第十一時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 財産明細表、并明治四十二年事務報告をなす。

一 明治四十三年度歳入出予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。

于時^{とき}正午十二時、議長は昼食の爲め暫時休憩を報す。

午後第一時一同着席。是より歳出經常費の第二次会を開き、第一款より逐次議事に付したるに、十一番は村長給料百八十円とあるを二百四十円とし、吏員^{りいん}賞与費五十円とあるを三十円とし、備品費五十五円とあるを三十五円と修正し、他は原案に賛成すとの説に、満場同意にして之に決す。続く第二款を議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。次に第三款土木費を議事に付したるに、三番は樋管修繕費四十円とあるを二十円に修正する旨を述べたるに、諸員同意により修正説に決す。続く第四款教育費全部を通して議事に付したるに、十六番原案を可とす。之に満場同意したるにより原案に決す。

十五番は第五款以下全部原案に異議なきにより、通して議題に供せられん事を求めたるにより、議長は第五款より第十款まで通して議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。次に臨時費を議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。続く歳入の第二次会

を開き、議員は本年度予算は村税賦課率初、総て前年度に困りたるものに付、其の金額に於ても前年度と大差なきにより、独つ雑収入過年度収入に於て著しく減額したるにより、之に付き詳細説明を為したるに、十三番は歳入全部原案に異議なき旨を述ふるに、全会異議なく原案に決す。続て歳入出の第三次会を開きたるに、第二次会の通り確定す。次に第三号議案村税賦課方法、并徴収期限を議事に付したるに、全会異議なきにより議長は次会省略して差支なきやを諮りたるに、満場異議なく原案に確定す。続て第四号議案明治四十三年度歳出予算費目中、流用支出の件を議事に付したるに、三番前案同様次会を省き原案に決せんことを述べたるに、諸員異議なく原案に確定す。次に、第五号議案明治四十二年度歳出予算変更の件を議事に付したるに、全会異議なく次会を省略原案に確定す。続て第六号議案村農會補助の件を議事に付したるに、全会異議なく原案に確定す。

- 一 常設委員浅井松兵工辞任届出に付、後任者の選定を行ふ。其顛末左の如し。

十三票 加藤永助

依て、全数を得たるにより加藤永助当選す。

- 一 常設委員浅井松兵工辞任の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由あるものと決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十三年三月三十一日

議長 村長 志水丈右工門 議員 松原平太郎 同上 川本儀三郎

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

左記の事件議決の爲め、明治四十三年四月十一日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 明治四十三年度歳入出予算変更の件

一 同年度村税賦課方法、并徴収期限変更の件

出席者

二番 川本儀三郎 四番 加藤善麓 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十

二番 浅井庄太郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十一名

欠席者

一番 浅井鶴次郎 三番 山田良助 五番 川本鎌三郎 十三番 伊藤牧三郎 十七番 水野五右工門

計五名

午前第十時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 第一号議案明治四十三年度歳入出予算変更の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十一番は原案を可とし、三次会省略決定せんことを述ふるに、満場異議なく原案に確定す。次に第一号議案村税賦課方法、并徴収期限変更の件を議事に付したるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、六番は第三次会省略原案に決せんことを述ふるに、諸員異議なきにより原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十三年四月十一日

議長村長 志水丈右工門 議員 伊藤鎮一郎 同上 山田鍵三郎

午後第一時閉会す

長久手村会議事録

左記の事件議決のため、明治四十三年四月二十五日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 仮役場位置変更の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十三名

欠席者

三番 山田良助 七番 村瀬長松 十七番 水野五右工門

計三名

午後第一時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 第一号議案本村仮役場位置変更の件の第一次会を開きたるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十五番は原案を可とす。同意者多数にして之に決す。続て第三次会を開きたるに二次会の通り確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十三年四月二十五日

議長村長 志水丈右工門 議員 山田鍵三郎 同 松原平太郎

午後第三時閉会す

村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十三年七月十三日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 明治四十二年度村税未納金欠換の件

一 同年度歳入出決算認定の件

一 村会議員水野五右衛門辞任の理由、当否認定の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎
十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十一名

欠席者

二番 川本儀三郎 三番 山田良助 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松

計四名

午後第二時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 第一号議案村税未納金欠換に関する件を会議に付したるに、何れも異議なく原案に確定す。

一 続て明治四十二年度歳入出決算報告を提出し、本議は制第百十三条により議長代理者共に故障あるを以て、年長議員山田鍵三郎を以て議長席に着かしめ、村長は退席す。

一 明治四十二年度歳入出決算報告を認定に付す。各員之れか調査をなす。第一款より逐次調査を遂げ、全会異議なく正当の決算と認定す。是にて年長議員山田鍵三郎退席す。村長志水丈右工門席に着く。

一 村会議員水野五右衛門辞職の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由あるものと決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す。

明治四十三年七月十三日

議長村長 志水丈右工門 議長年長議員 山田鍵三郎 議員 伊藤牧三郎 同 松原平太郎

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十三年七月三十日、長久手村会を長久手村役場内に招集す。

一 明治四十三年度歳出予算更生の件

一 郡費負担の道路、及橋梁修繕費の寄付の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧

三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十名

欠席者

二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 八番 加藤徳松 五番 川本鎌三郎

計五名

午後第三時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 明治四十三年度歳出予算更生の件を議事に付したるに、満場異議なく第二次会開くに決す。

一 郡費負担の道路、及橋梁修繕費の寄付の件を議事に付するに、満場一致原案に決す。続て第二次会を開きしに第一・二号案其

原案に通り可決確定す。第三次会開く、これまた是亦両案共第二次会通り可決確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十三年七月三十日

議長村長 志水丈右工門 議員 浅井鶴次郎 同上 浅井庄太郎

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

左記の事件議決の爲め、明治四十三年十月十九日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 収入役満期に付選任の件

一 書記選任の件

一 常設委員満期に付改選の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十

一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十一名

欠席者

三番 山田良助 四番 加藤善麓

計二名

午後第一時開議、村長志水丈右工門議長席に着く。

議長は開会の趣旨を述べ、第一号議案を議事に付し、本村収入役浅井為三郎満期に付、後任者に伊藤富三郎を推薦せしに、十六番之に同意すとの説に満場異議なく之を選任す。第二号議案を議事に付し、本村書記の加藤宗次郎を推薦せしに、諸員異議なく之を選任す。

一 満期改選に付、常設委員の選挙を各一名毎に行ふ。其顛末左の如し。

一回 十三票 加藤彦重 二回 十三票 加藤宮治郎 三回 十三票 加藤永助 四回 十三票 川本丑三郎

依て、全数を得たる前記の四名を以て当選とす。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十三年十月十九日

議長村長 志水丈右工門 議員 浅井鶴次郎 同上 浅井庄太郎

午後第四時三十分閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十四年二月二十七日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す

一 明治四十四年度県税戸数割賦課方法案

一 明治四十三年度歳出予算変更の件

一 学務委員辞任に付後任者選挙の件

一 同上辞任の理由当否認定の件

一 書記寺島豊市辞職に付後任者選任の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番
加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵

三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十五名

欠席者なし

午前第十時開議、村長志水丈右工門議長席に着く。

議長は開会の趣旨を述べ、第一号議案明治四十四年度県税戸数割賦課方法案を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。續て第二次会を開きたるに、十五番は原案を可とし、第三次会省略確定せんことを述ぶるに、満場異議なくにより原案に確定す。

一 明治四十三年度歳出予算変更の件を議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。

一 学務委員川本弥六辞任届出に付き、後任者の選挙を行ふ。其顛末左の如し。

十四票 吉田太三郎 一票 戸田鉄四郎

依て、多数を得たる吉田太三郎当选とす。

一 学務委員川本弥六辞任の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由あるものと決す。

一 本村書記寺島豊市辞任に付、後任者に青山胤針を推薦せしに、諸員異議なく之れを選任す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十四年二月二十七日

議長村長 志水丈右工門 議員 浅井鶴次郎 同 浅井庄太郎

午後第五時閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十四年三月十七日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 財産明細票及明治四十三年度事務報告の件

一 明治四十四年度歳入出予算案

- 同年度村税賦課方法并徴収期限案
- 同年度歳出予算費目中流用支出の件
- 本村収入役及書記給料額更正の件
- 明治四十三年度歳出予算更正の件
- 本村農会費補助の件
- 本村手数料條例案
- 本村公告式條例案
- 文具支給規程議決の件
- 寄付金採納の件
- 常設委員加藤彦重辞任に付、後任者選挙及同上辞任の理由当否認定の件
- 本村校舎敷地買収の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 十番 福岡徳之助 十二番 浅井庄太郎
十三番 伊藤牧三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十名

欠席者

二番 川本儀三郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十一番 松原平太郎 十四番 吉田太三郎

計五名

午前第十時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 財産明細票、及明治四十三年度事務報告を為す。

一 明治四十四年度歳入出予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。とくに于時正午十二時、議長は
昼食の為め暫時休憩を報す。

午後第一時一同着席。是より歳出經常費の第二次会を開き、第一款より逐次議事に付したるに、一番原案を可とする説に満場異議なきにより原案に決す。続て第二款會議費を議事に付したるに、諸員異議なく原案に決す。続て第三款土木費を議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。次に第四款教育費を議事に付したるに、諸員異議なく原案に決す。続て第五款より第十二款及臨時費に至る迄通して議題に供したるに、全会異議なく原案に決す。

一 続て歳入の第二次会を開き、第一款より第九款に至る全部を通して議事に付したるに、諸員異議なく原案に決す。

一 続て第二号議案村税賦課方法、并徴収期限案を議事に付したるに、全会異議なきにより、議長は次会省略確定して差支なきやを諮りたるに、満場異議なく原案に確定す。

一 次に第三号議案明治四十四年度歳出予算費目中、流用支出の件を議事に付したるに、三番は前案同様次会を省略、原案に決せんことを述ふるに、諸員異議なく原案に確定す。次に歳入出予算案の第三次会を開きたるに、満場異議なく二次会の通り確定す。

一 続て第四号議案収入役及書記給与額更正案を議事に付したるに、諸員異議なく原案に決す。

一 続て第五号議案明治四十三年度歳出予算更正の件を議事に付したるに、全会異議なく原案に決す。

一 次に第六号議案村農会費補助の件を議事に付したるに、全会異議なく原案に決す。

一 続て第七号議案より第十号議案に至る四案を一括して議事に付したるに、満場異議なく原案に決す。次に第四号議案より第十号議案を通して第三次会を開きたるに、全会異議なきにより原案に確定す。

一 常設委員加藤彦重辞任届出に付、後任者の選挙を行ふ。其顛末左の如し。

十票 與語九蔵

依て、全数を得たるにより與語九蔵当选す。

一 常設委員加藤彦重辞任の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由あるものと決す。

一 次に第十二号議案を議事に付したるに、全会異議なく次会省略原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十四年三月十七日

議長村長 志水丈右工門 議員 浅井鶴次郎 同上 浅井庄太郎

午後第五時五十分閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十四年四月十日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 明治四十四年度歳入出予算更正の件

一 同年度村税賦課方法、并徴収期限更正の件

出席者

三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 山田健三郎 十四番 吉田太三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十名

欠席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 六番 加藤房太郎 十三番 伊藤牧三郎 十五番 山田健三郎

計五名

午後第二時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 第十三号議案明治四十四年度歳入出予算更正の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、三番は原案を可とし、三次会省略決定せんことを述ぶるに、諸員異議なく原案に確定す。続て第十四号議案村税賦課方法、并徴収期限更正の件を議事に付したるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、五番は第三次会を省略原案に確定せんことを述ぶるに、全会異議なく原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

議長村長 志水丈右工門 村会議員 松原平太郎 同上 浅井庄太郎

午後第六時閉会す

長久手村会議事録

今回左の事件議決のため、明治四十四年四月十七日、長久手村会を長久手村役場に招集す。

一 明治四十四年度歳入出追加予算議決の件

一 同上村税賦課法、并徴収期限案

一 本村郵便局と電信事務開始を申請、及該建設費中寄付の件

一 本年度県税戸数割賦課方法案更正の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番

加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十六番 伊藤鎮

一郎

計十四名

欠席者

十五番 山田鍵二郎

計一名

午後第二時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 明治四十四年度歳入出追加予算案の第一次会を開きたるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て臨時費の第二次会を開きたるに、六番は原案を可とし、三次会省略確定せんことを述ぶるに、満場異議なくにより原案に確定す。次に歳入の第二次会を開きたるに、四番は原案に賛成し、三次会省略決定せん旨を述ふるに、諸員異議なく之に確定す。

一 明治四十四年度追加村税賦課法、并に徴収期限案を議事に付したるに、全会異議なく次会を省略し原案に確定す。

一 本村郵便局と電信事務開始^{2,3}を申請し、該建設費中寄付の件を議事に付したるに、全会異議なく次会を略し原案に確定す。

一 明治四十四年二月二十七日議決の議案中、更正の件を議事に付したるに、全会異議なく第二次会を開くに決す。続て第二次会を開き、議長は調査誤謬^{うごひ}に係る浅井広助の標準額三千円なるを四千円と誤記したるにより、是か更正を要すへき理由を説明したるに、全会異議なく次会を省略、原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十四年四月十七日

議長村長 志水丈右工門 村会議員 山田良助 同上 伊藤牧三郎

午後第六時閉会す

村会議事録

左記事件議決及認定の爲め、明治四十四年七月十三日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 明治四十三年度村税未納金欠損の件

一 同年度歳入出決算報告認定の件

一 明治四十四年度追加村税歳入出予算議決の件

一 同年度村税確保方法、并徴収期限案

出席者

一番 浅井鶴次郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十四名

欠席者

二番 川本儀三郎

計一名

午後第二時開議、議長村長志水丈右工門議長席に着く。

一 第十九号議案村税未納金欠損に関する件を會議に付したるに、何れも異議なく原案に決す。続て第二次会を開きたるに、三番は三次会省略原案に決せんことを述ぶるに、諸員異議なく原案の通り確定す。

一 第二十号議案明治四十三年度歳入出決算報告を提出し、本議は制第百十三條に據り議長代理者共に故障あるを以て、年長議員山田鍵三郎を以て議長席に着かしめ、村長は退席す。

一 明治四十三年度歳入出決算報告を認定に付す。諸員之れに付き歳入出諸帳簿、及証據書類等逐一調査を為したるに、全会異議なく正当の決算と認定す。是れに年長議員山田鍵三郎退席す。依て村長志水丈右工門議長席に着く。

一 第二十一号議案明治四十四年度歳入出追加予算案を提出し、第一次会を開き、歳出經常費及臨時費に付詳細なる説明を為したるに、諸員異議なきにより第二次会を開くに決す。續て第二次会を開たるに、六番は三次会省略原案に決せんことを述べたるに、満場同意にして原案に確定す。

一 第二十二号議案明治四十四年度追加村税賦課方法、并徴收期限案を議事に付したるに、満場異議なきにより第二次会を開くに決す。續て第二次会を開きたるに、三次会省略原案に決せんとの十五番の説に、諸員異議なきにより原案に確定す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の四名署名す。

明治四十四年七月十三日

議長村長 志水丈右工門 議長年長議員 山田鍵三郎 議員 川本鎌三郎 同上 村瀬長松

午後第六時閉会す

村会議事録

左記の事件議決の爲め、明治四十四年九月二十七日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 村長臨時辞職申出に付、議決の件

一 常設委員川本丑三郎辞任に付、後任者選挙の件

一 同上川本丑三郎辞任理由の当否認定の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番
加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十四番 吉田太三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十三名

欠席者

十三番 伊藤牧三郎 十五番 山田鍵三郎

計二名

午後第二時開議、議長代理助役吉田太三郎議長席に着く。

一 村長志水丈右衛門辞職申出の件²⁴、議事に付したるに、事実止み難き事情ありと認むるに付、退職申出を納むるの十一番の
説に満場異議なく之れに決す、

一 常設委員川本丑三郎辞任届出に付、後任者の選挙を行ふ。其顛末左の如し。

十三票 水野金三郎

依て、全数を得たる水野金三郎当選者とす。

一 常設委員川本丑三郎辞任の理由、当否認定の件を議事に付したるに、全会異議なく正当の理由あるものと決す。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十四年九月二十七日

議長代理助役 吉田太三郎 議員 伊藤鎮一郎 同上 浅井鶴次郎

午後第六時閉会す

村会議事録

左記の事件議決のため、明治四十四年十月一日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 有給村長條例廃止の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 二番 川本儀三郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 六番 加藤房太郎 七番 村瀬長松 八番
加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十四番 吉田太三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十三名

欠席者

十三番 伊藤牧三郎 十五番 山田鍵三郎

計二名

午後第二時開議、議長助役吉田太三郎議長席に着く。

一 有給村長條例廃止の件²⁵を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。続て第二次会を開きたるに、十一番は三次会省略原案に決せんことを述ふるに、満場異議なく原案に確定せり。

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す。

明治四十四年十月一日

議長助役 吉田太三郎 議員 伊藤鎮一郎 同上 浅井鶴次郎

午後第六時閉会す

長久手村会議事録

左記事件議決の爲め、明治四十四年十一月十九日、長久手村会を長久手村役場内議事場に招集す。

一 明治四十四年度歳出予算更正の件

一 皇太子殿下御下賜金保存の件

一 本村校舎敷地買収の件

一 村長選挙の件

出席者

一番 浅井鶴次郎 三番 山田良助 四番 加藤善麓 五番 川本鎌三郎 七番 村瀬長松 八番 加藤徳松 十番 福岡徳之助 十一番
松原平太郎 十二番 浅井庄太郎 十三番 伊藤牧三郎 十四番 吉田太三郎 十五番 山田鍵三郎 十六番 伊藤鎮一郎

計十一名

欠席者

二番 川本儀三郎 六番 加藤房太郎 十一番 松原平太郎 十二番 浅井庄太郎

計四名

午後第六時開議、議長村長代理吉田太三郎議長席に着く。

一 第二十六号議案本年度歳出予算更正の件を議事に付し、第一次会を開きたるに、全会異議なきにより第二次会を開くに決す。
続て第二次会を開きたるに、三次会省略原案に決せんことを述ぶるに、満場異議なく原案に確定せり。

第二十七号議案御下賜金を保有財産に編入の件を議事に付したるに、十五番は郵便貯金とし保存せんとの説を述ぶるにより、是に於て議長は議案に対し保存の法を詳細述べたるも、議案は終に否決せり。

一 第二十八号議案校舎敷地買収の件を議事に付したるに、全会異議なきにより第二次会を開きたるに、七番は原案を可とし三次会省略決定せんことを述ぶるに、満場異議なく原案に確定せり。

一 続て村長選挙を行ふ。其顛末左の如し。

十一票 加藤宗次郎

依て、全数を得たる加藤宗次郎²⁶を以て当選とす。

議長は、是にて本日の議事終了したるにより署名者を決せんことを述べたるに、一番・十三番に決定せり

右議員の面前に於て朗読をなし、左の三名署名す

明治四十四年十一月十九日

議長村長代理助役 吉田太三郎 議員 伊藤牧三郎 同上 浅井鶴次郎

午後第九時三十分閉会

¹ 長久手村の成立…長湫・岩作・前熊・熊張の四村は、明治二十一年(1888)の市町村制施行の時期に合併の試みがあったと推察されるが、実際は前熊と熊張が合併し上郷村が成立するに留まった。新村名を「長久手村」とし、役場と小学校を岩作に置くという合意ができたが、他の問題で折り合いが付かなかった。しかし明治三十八年(1905)、県知事による町村合併推進の訓令もあり、それを受けて愛知郡役所からの強力な働きかけがあった。各村は困惑したが、結果的に明治三十九年(1906)五月に三ヶ村が合併した。

² 村会議員と選挙…明治三十九年八月一日に村会議員選挙が行われ、各地区に長湫七名・岩作六名・前熊二名・大草二名・北熊一名の議員が割り当てられた。

³ 村役場…明治三十九年五月、知行は父の旧宅である中島一番地に役場を設置した。現在の長久手消防署前から新富士橋に至る新道と、長久手小学校前から西へ続く旧道との交差点の南東角の付近が中島一番地である。明治十四年(1881)に岩作の小学校の教師に元士族の榊原豊教(知行の妹邑美の夫)が赴任し、この地に郵便局を開設したが、この地が役場になった際、郵便局は長池に移動した。

⁴ 初代村長吉田知行…長久手村発足時、最大の懸案は初代村長を誰にするかであった。思案の果に浮上したのは吉田知行であった。父の知紀は禄高四百石の尾張藩士であり、そのうち岩作村に一五六石を所領していた。維新後、岩作中島一番地に居を移し、明治六年(1873)にこの地で死去した。知行は旧藩時代から慶勝側近として活躍しており、維新後も北海道八雲村の開拓事業を軌道に乗せた実績があった。関係者からの村長就任の要請を受け、知行は長久手村の村長代理に就任した。「大草村誌」によると、「初代の村長は、名古屋藩士土族吉田知行を有給にて雇入れ、後には村の人にて行政をなす。岩崎村志水丈右衛門を加ふ」とある。彼は「雇われ村長」として村政上の数々のトラブルに巻き込まれることになる。二代目志水丈右衛門も同様であった。

⁵ 訴願について…第一の議題は、長湫の川本庄助、川本儀三郎、川本久左衛門、岩作の加藤市蔵の四名から提出された訴願であった。この年の村会議員選挙の際、村長代理の吉田知行が、地区の行政末端組織である伍長会の席上で自分の意に合った者への投票を勧め、また選挙権のない者に投票を依頼したり、投票所での参観者の入室を不許可にしたという事実を受け、選挙の無効を主張した。審議の結果、いずれもその事実はないとして選挙は有効と決まった。

⁶ 県税戸数割賦課…町村税として、町村は独自に等級を設け、等級ごとに定めた額を各戸に割り当てた。その戸数割の等級や賦課額は、各戸の資産や所得などの見立て(査定)に基づき毎年の町村会で決議された。町村独自の基準をもとに戸別の「個数」が規程され、その合算値は、段階的な幅を設けて賦課の標準個数(分定)に置き換えられ、各等級の負担額が算出された。

⁷ 水野春次郎…明治三十八年まで上郷村長を務めた有力者で、初代助役に選任された。

⁸ 常設委員…議会に提出する議案の検討を主とする議員。

⁹ 村長月報…明治三十年ごろの小学校教員や巡査の給与は九円程度であり、当時の一円は現在の約二万円に相当する。村長の月報は30万円弱

と推定される。

¹⁰ 三村の尋常小学校および岩作高等小学校が一つにまとめられ、十二月一日に長久手尋常小学校が発足した。

¹¹ 町村制第十三条…明治二十一年(1888)制定、「決算報告を為すときは第四十条の例に準じて議長代理者共に故障あるものとす」

¹² 町村制第四十七条…「町村会の会議は公開す但議長の意見を以て傍聴を禁ずることを得」

¹³

¹⁴

¹⁵

¹⁶ 明治四十二年(1909)、三月二日、出席議員十一名、欠席七名の村会の席で、吉田知行村長の辞職を満場同意で認めた。長久手村成立にあたり、二代にわたり「雇われ村長」を他から招いた理由は明らかでない。新しい村の行政を行う能力や経験を持った人物が村内にいなかったという理由も考えにくい。郡会議員や旧村の村長の経験者もかなりいた為である。結局、地区ごと(特に岩作と長湫)の主導権争いがその原因だったと推察される。知行は退職後、大正二年(1913)に東京徳川邸に招かれた際、侯爵家の紹介で三浦博士より胃癌の宣告を受けた。「苦しくならぬうちに私の植えた桜が見たい」(村の創業)と徳川侯爵邸から上野まで自動車で向かい、上野から夜行列車に乗って八雲へ行き、戸板に横たわって桜並木を見物したと言われる。大正二年(1913)五月二十二日没。墓地は常丹山にあり、その碑は名古屋の方を向いている。

¹⁷ 七名の議員が欠席する中、助役の水野春次郎が村長代理で議長を務めたが、村長選出の議題は出ていない。

¹⁸ 中島一番地の役場は「当家にて入用」との理由で、村は立ち退きを迫られることになった。結局役場は中島五十二番地の旧岩作小学校跡地に移転することになった(大正十三年まで)。

¹⁹ 日進村岩崎の志水丈右衛門を村長代理として迎えた

²⁰ この日の村会で、議員辞職の件が上程され、山田鉄次郎、川本斧次郎、青山亮、青山義信、村瀬正録、水野兼太郎の六名が辞職した。主に長湫選出の議員であった。

²₁ 先月に続き、岩作の浅川幸右衛門、倉地勇太郎も辞職届を提出し、村会は麻痺状態に陥った。八月一日、長久手村の第二回村会議員選挙が行われ、旧議員は全て身を引いた。

²₂ 本選挙により志水丈右衛門が正式に二代村長に就任した。初代村長辞任から七ヶ月ぶりに正常な状況を取り戻した。

²₃ 長久手村の郵便事業(当時は岩作郵便局)はすでに明治十四年(1881)に認可されていたが、この年に電信事業が認可された

²₄ 本議会にて辞職届とともに村長臨時辞職申出が提出された。本人が日進村の村長に当選したのがその理由である。志水丈右衛門は明治三十六年(1903)以降郡会議員を務めるなどの経歴が買われ、長久手村は村長に迎えた。長久手村民にとって彼の辞任はあつけないものであった。

²₅ 前月の志水村長の突然の辞任の影響か、村長の有給条例を廃止した。

²₆ 加藤宗次郎…岩作村出身、明治四十三年(1910)十月に長久手村書記に就任、本議会にて三代目村長に就任した。以降の村長は岩作・長湫・上郷の三地区の順番でたらい回しにする慣行となった。

長久手市中央図書館



04767560

TRC23A031



ISBN 9798316283019



9 798316 283019



9 0000